

令和元年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和元年 9月11日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本 圭介	参事	森本 陽子
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

企画財政部長	久保平 敏弘	企画財政部理事	田中 一之
(政策企画課)			
課長	荒木 隆	課長補佐	福本 美也子
係長	尾田 光洋	係長	伊藤 央
(財政課)			
課長補佐	木須 紀彦	主査	酒井 理彰
(税務課)			
課長	山崎 昇	課長補佐	梶尾 和美
係長	原 雅美	係長	荒木 啓二
(収納推進課)			
課長	藤崎 隆行	課長補佐	木戸 武志
住民福祉部長	中嶋 敏純	住民福祉部理事	栗山 浩二
(住民環境課)			
課長補佐	長谷 裕志	係長	池田 麻夢
主任	園田 勇蔵		
(福祉課)			
課長	細田 愛二	課長補佐	山口 聡一朗

係 長 江 口 美和子
主 任 芦 塚 愛

係 長 島 美 紀

本日の委員会に付した案件

議案第69号 平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時26分

散 会 16時51分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。昨日に引き続き、本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本日は政策企画課所管の審査を行います。政策企画課の説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆様おはようございます。それでは政策企画課の決算につきまして、事項別明細に従って30年度事業等を御説明を申し上げます。まず歳入でございます。事項別明細書の26、27ページをお開きください。13款2項1目2節地域活性化補助金の収入済額254万3,678円でございます。これは地方創生推進交付金でございます。長崎移住サポートセンターの運営費負担金、乗合タクシーの試験運行、健康ポイント事業、そして大村線沿線観光活性化協議会負担金にそれぞれ充当をしております。30、31ページをお開きください。14款2項1目1節、1番上ですね、土地利用規制等対策費交付金11万4,000円でございます。これは例年どおりの土地利用計画法に基づく届け出の受理に対する交付金でございます。次に32、33ページをお開きください。14款3項1目5節統計調査費委託金。これは平成30年度に実施をいたしました住宅土地統計調査のほか、次年度調査の準備経費及び例年の調査経費に対する事務委託金でございます。続きまして34、35ページをお開きください。15款1項2目1節利子及び配当金の下から3行目、国際交流基金運用収入4,261円。これは国際交流基金の残高に対する利息でございます。次に38、39ページをお開きください。17款2項2目1節国際交流基金繰入金は長与町国際交流協会補助金の財源として32万4,000円を繰り入れております。同じく3目ふるさとづくり基金繰入金でございますけれども、このうち193万3,000円を町制施行50周年記念事業の財源として繰り入れております。続きまして42、43ページをお開きください。19款5項1目1節雑入でございます。真ん中より少し下、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金141万3,338円。これは財団法人長崎県市町村振興協会が国際交流事業経費の5分の4を補助するものでございます。このうち129万6,000円が政策企画課所管分で長与町国際交流協会補助金に充当をしております。同じく、下から8行目「とうけいながよ」売払収入が2冊分の収入1,000円でございます。以上が歳入でございます。続きまして歳出、62、63ページをお開きください。2款1項8目企画費でございます。1節の報酬は、総合開発審議会をはじめ、各種審議会等の委員報酬でございます。8節報償費は、町内3中学校でのデートDV防止事業に係る講師謝礼、町制施行50周年記念事業実行委員会の委員謝礼、そして、同じく50周年記念のロゴマークやキャッチフレーズ、小中学生の絵画、標語の賞品代でございます。9節旅費、普通旅費のうち政策企画課分は21万4,060円でございます。主に会議打ち合わせのほか、研修旅

費。また費用弁償は各種審議会等の開催時の費用弁償でございます。11節需用費では新聞購読費、トナーカートリッジ、その他消耗品のほか、食糧費は主に会議時のお茶、意見交換会に伴うもの。印刷製本費は町制施行50周年のポスターに係るものでございます。12節役務費は50周年記念事業に係るものでございまして、紅白幕のクリーニング、それからバスの車内広告、商品の発送料でございます。13節委託料、結婚相談業務委託料は長与町社会福祉協議会への業務委託でございます。地域公共交通会議運営補助委託は本町が設置いたしました地域公共交通会議の運営等について専門的な立場から支援をお願いしたものでございます。乗合タクシー運行委託料は、昨年6月25日から実施をいたしました中尾団地地区及び道の尾、自由が丘団地地区での試験運行に係る委託料でございます。看板製作委託料は町制施行50周年の周知に係る懸垂幕やのぼり旗など、及び乗合タクシーの車両に貼りつけるマグネットの製作でございます。14節使用料及び賃借料は会議の際に使用いたしましたタクシーや有料道路に係る経費でございます。19節負担金、補助及び交付金は、主なものを御説明申し上げますと、歳入でも御説明いたしました長与町国際交流協会補助金が前年度と同額の162万円でございます。そのほか、長崎移住サポートセンターの運営費負担金は、県と市町が連携をしまして移住希望者への相談対応、県内企業との就業マッチングを行うものでございます。次のページ、1番上の町制施行50周年記念事業補助金は、町制施行50周年を記念しまして町民の皆さんが自ら自主的に企画し実施をする事業について、5万円を上限に町が支援をするというもので2件が実施をされました。次の25節積立金は国際交流基金の残高に対する利息分を積み立てたものでございます。次に78、79ページをお開きください。

2款5項1目統計調査総務費は、特定の統計調査に関わらない経費及び統計調査員確保対策に要する経費でございます。9節が事務連絡に係る旅費、11節は事務用品など、12節は登録調査員宛での郵便料でございます。同じく2目基幹統計調査費は、公的統計の根幹をなす重要性の高い基幹統計に係る経費でございます。30年度は、主に住宅土地統計調査及び漁業センサスに係るものでございます。1節報酬は統計指導員及び統計調査員に係るもの。9節旅費、11節需用費、12節役務費、それから次のページの13節委託料、いずれにおきましても各種統計調査に係る経費でございます。

最後に基金の状況でございます。190ページを御覧ください。国際交流基金でございますが、平成29年度末現在高4,255万円に、30年度中、先程歳入歳出で御説明申し上げたとおり、取り崩し及び繰り入れを行いまして、その結果30年度末現在高が4,223万円となっております。主要な施策の成果に関する報告書については17から21ページにわたりまして主な事業を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

政策企画課に関しましては以上でございます。よろしく御願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは歳入のページです。26、27ページの1

3 款 2 項 1 目 2 節 地域活性化補助金です。次は 3 0、3 1 ページですね。ここでは 1 4 款 2 項 1 目 1 節 総務管理費補助金の土地利用規制等対策費交付金が政策企画課となっております。戻っても構いません。次の 3 2、3 3 ページ、1 4 款 3 項 1 目 5 節の統計調査費委託金、これは全て政策企画課となっております。質疑はありませんか。なければ、3 4、3 5 ページ。1 5 款 1 項 2 目 利子及び配当金の国際交流基金運用収入です。ページ戻っても構いませんので質疑があればどうぞ。ページを追います。3 8 ページ、3 9 ページ。1 7 款 2 項 3 目 国際交流基金繰入金。あと、ふるさと基金繰入金の一部です。ありませんか。次は、4 2、4 3 ページ。長崎県市町村振興協議会国際交流支援事業補助金の一部。「とうけいながよ」の売払収入というところです。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

先程から国際交流関係のが、いろいろ出てるんですけども、報告書の中にも国際交流事業として書いてあるんですが、よろしかったらもうちょっと詳しく、この辺の取組内容、報告内容をお聞かせ願えればと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず、この長与町国際交流協会でございますけれども、本町がウェザースフィールド町と姉妹都市締結をしたのを機に、町民レベルでも国際交流、国際理解を進めていこうということで、町民、もしくは各種団体、行政が一体となって取り組むということで発足しております。本町の国際交流への取組に協力をいただくという形でこの補助金を出しているというものでございまして、昨年度は、この協会が設立 2 0 周年を迎えました。例年、語学講座ですとか、国際理解セミナー、それから国際料理教室などを実施してるんですけども、それに加えて、記念事業といたしまして、国際理解セミナーでは戦場カメラマン渡部陽一さんをお招きしまして文化ホールで講演会を開催しました。そのほか、例年行っていないトラベル講座として、短期間でしたけども、ベトナム語、スペイン語、こういったものの開催。それから国際料理教室も少し充実をした形で実施いたしました。そのほか、町が作成しておりますインフォメーションマップ。これ日本語なんですけど、これを中国語、韓国語、英語で翻訳していただきまして、それを今窓口の方で配布していると。こういった活動をしていただいております。それに対する補助金でございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

よく分かりました。ちょっと確認をしたいんですけども、こういう語学教室みたいな、この町民の方はどのくらい受講されてるのかっていうのは分かりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

外国語講座のみの参加者数が、延べ106名となっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

外国語というのは、先程言われた英語とベトナム語とか、それは全部ですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

例年が、韓国語、中国語、英語。これが主に開催をしてるんですけども、先程申し上げたのが20周年を記念して、それ以外の語学も開催をしたというものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

町民の方々の御負担というのはあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

語学講座につきましては、負担していただくのはセミナーの参加料とそれからテキスト代、そういったものを負担いただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のお答えの中にあつたインフォメーションマップの外国語版のものというのは、ありません、もう一度、中国語だけでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

3か国語ございまして、英語と中国語と韓国語、この3か国語になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

「とうけいながよ」の統計で、外国人住民登録者数は、以前は少なかったベトナムの方が今一番多いようですが、ベトナム語のものを作る今後予定とかそういったのはあ

りますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のとおりベトナムの方が今一番多いという状況になっております。先行しまして、県の国際交流協会の方でホスピタルガイドですとか、災害時の対応マニュアル、そういったものを作られておまして、まずはそれを町の方でも使用して、配布するというところで活用してます。インフォメーションマップについては、昨年度に引き続きましてベトナム語講座を、ニーズが高かったということで今年度も実施をする予定にしております。そういった中で翻訳までできるような要請ができれば、協会の方をお願いをするという形も取れると思いますけれども、今の段階ではまだそこまでないということで御理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それでは、歳出のページも追っていきたいと思います。62、63ページですね、ここが政策企画課になってます。諸々御説明はありました。町制施行50周年記念事業等々が。結婚相談事業委託料も、この辺で説明がありました。一応、ページを追います。78、79ですかね、次は。64、65の上の段までですね。2つ、町制施行50周年記念事業補助金と国際交流基金積立金。次が78、79。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

79ページの基幹統計調査費の中で住宅土地統計調査を行っている、先程説明の中であつたんですが、この住宅土地統計調査の中身を少し教えていただけないでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

住宅土地統計の内容につきましては、住宅ですとか、住宅以外で人が居住する建物の実態や保有状況、あとは住居している世帯の居住状況、あとは保有する土地等の実態を調査するというのが目的になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この調査結果については、どこかで公表されてるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

まだ確定ではないんですけども、速報値として、国の方から公表されているというこ

とです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私事で、ちょっと今回、人口減少に関する一般質問をさせていただいたんですが、その中で住宅、もしくはその住宅を建てるための土地が長与町に不足してるんじゃないかなというような思いで質問させていただいたんですが。例えば、連携中枢都市圏、ここでの目標人口と2,200人ぐらい乖離してるということで、私が一般質問でしたのは、それだけの人が長与町に来るとしたときに、入れる器がないんじゃないかなということも申し上げたんですが、何かこの調査でそういうのも分かるんですかね。ちょっと調べていけば分かるようなものになるんですかね。内容がよく分からないんですが。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

この調査では、空き家がどれぐらいあるのかという調査もする形になっております。先程申し上げたとおり、今現在では県レベルしか出てない状況になってまして、長崎県の空き家率は、これで言うと15%ちょっと超えるぐらいで、全国平均が13.6%となっておりますので、長崎県としては空き家が多い、全国よりは多いと。ただ、これが市町レベルになるとどうなのかというのがまだちょっと情報として上がってきてないので、その辺りについては現段階では何とも申し上げられないというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

長与町の傾向として、人口は減ってるんだけど、世帯数は減ってない。むしろ増えているというような答弁だったと思うんですが、そうであれば空き家は出ていないと私の中では考えるんですよね。でも今回、町の方でこういう調査をされたということで、長与分のそういう統計の調査結果は出ないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

このあと確定版とか、時期が来ると町レベルでの結果も出ます。前回の結果、もう当然5年前出ておりますので、同様のものが出ると思ってます。補足ですけども、これは全数調査ではなくて抽出調査なんですね。ですので、ある地区、例えば、そこに空き家がほかの地区よりも多ければ、多く割合が出てしまうと。これが実際どうなのかというのが、平成29年にほかの所管で実施をいたしました空き家調査。これがいわゆる現地で空き家かどうかの確認をしたというものがございまして、そのときが250軒ぐら

い空き家と思われるものがあつたというふう聞いております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

様々な企画を立てておられて大変御苦労さまです。まず申し上げておきます。その中の、主要な施策の19、21ページ、今、浦川委員が言われた関連もいたしますが、まず19の方から入らせていただきます。ここは多分、各市町村がお金を出し合つて、県ももちろん支出金が出てるんですけど、PRをまとめてやられるというと、町単独ではないと思うんですね、その中で、実績も5組8人という形で実績が出ておられます。で、来られるようになった方々への長与町としての支援策と申しますか、よく聞くのが、田舎っていうか、島とかに行ったら、例えば船を1艘貸しますよとか、まともな収入がある程度得られるまで収入の補償を何年間かしてあげますよとか、そこはそこなりの場所においてのそういう支援策だと思うんですけど、長与町にこの5組8人、30年度来られてる方々の仕事とか、そういうのはちょっと心配になるんですけど、どういう形で来られてるのかなあっていうのが、まず1点と、そういう方々にアンケート等は取られているんですかっていうこと。要はニーズに合つた支援策をしていった方が良いんじゃないかなっていう思いで、そういうアンケートを取つたらどうですかっていう形ですね。それが今後また、町に移住してくる形にもなるのかなと思います。その件が1点。

次の21ページ、社協に委託事業として191万出されているんですけど、長崎市でこの結婚相談に関わっている方に聞いたんですよね。そしたら、最初は新鮮さがあつて良いそうです。それから回を重ねていくと、同じ人間だけが固まつてきて、進展がないという形なんで。もちろん社協にも申し上げようと思うんですけど、やり方、要は方法論申し上げようと思うんですけども、その辺の、いわゆるマンネリ化と言いますか。中には、しょっちゅう行かれてる方もいらっしゃるんですけど、まとまらないと。そういう方もいらっしゃるらしくてですね。その中でも、社協はこないだ「お節介さん」と言うんですか。その制度を作つたと言って、昔の、言葉は悪いですが近所の世話好きのおばちゃんたちを寄せて、あんたこの人良かけん、独身ならこの人と結婚してごらんというふうなですね。昔はそういう制度が暗黙のうちにあつたんですけど、今こういう制度ができてるので、そこに世話好きの御婦人の方等、入れられてお世話をするという形も新しい取組で作つておられるようです。要は何を言いたいかという、いつもの通りのメンバーが来てべちゃくちゃしゃべつて帰るんじゃなくて、その先の既婚の方に結びつけられるような、そういうことも社協の方に、所管の方からも伝えていただきたいなという思いがありまして、その2点について考え方をお尋ねしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず1点目、移住定住促進事業ということでございます。御指摘のとおり、このサポートセンターというのは県内全ての市町の情報を一手に引き受けて、相談対応、それから出張しての移住相談会、そういったものを行っております。その中で、傾向としてなんですけども、県内に移住をお考えの方というのは、長与町であったり、長崎市であったりと、その場所をまず決めてというよりも、長崎県に移住したいということでの相談というのが多いそうです。その中で移住希望者のニーズに合った市町を紹介していただいていると。例えば、本町の場合は、もう子育てですよ。先日もそういった相談がありますということで、本町に問い合わせがありました。それは保育所の状況であったり、福祉医療費の助成の状況だったり、そういったもので魅力を感じていただいて、移住に繋がっているのかなというふうに考えてます。仕事の面で申し上げれば、やはり一番の関心事というのは仕事というふうにお聞きをしまして、まずは仕事を探す。そして、どこに住もうかということで。これも別の事例なんですけども、長崎市に就職を決まってるんですけど、長与に住みたいと思ってということで窓口で相談に来られたケースもあります。それに対する支援として移住に特化したというものはないんですけども、例えば創業に関する資金の融資、それから利子の補給ですね。そのほかに、今年度はチャレンジショップということも取組をしてみようということになっておりますし、店舗のリフォームですね。こういったものもございますので、創業に係る支援と、それから今年度は国の補助金も使って県が創業支援というものも出しています。これが創業に係る経費で200万円ですね、こういったものの支援はあるものと考えております。アンケートについては本町に移住された方も含めて、このサポートセンターの方で実施しております。ただ昨年度は、残念ながら本町の方の回答が得られなかったということで、今年度また引き続き実施をする予定にしております。その結果も、当然分析をしながら、本町にとって有効な施策は何なのかということは検討してまいりたいと思っております。

それから2点目の結婚相談事業ですね。これまで、平成26年度から様々なイベントであったり、当時は委員御指摘のとおり160名ぐらいだったですかね。ピーク時に登録があって、その中でお見合いという形も相当な数あっておりました。現在、この登録会員というのが年々減少をしております、今44名の登録者になってます。御指摘のとおり、同じ人になってますので、お話を聞くと、お一人の方は全ての女性とお見合いをされたとか、そういった現状もあるようです。そういったこともあって、平成29年度、婚活応援パンフレットというものを作成して全世帯に配布したほか、社協とも毎月協議をしまして、どうしたら会員が増えるだろうかと。そういう中で、社協だよりはもちろんですけど、バスに広告を出したりとか、あと、新聞で募集を募る。あるいは事業所に70か所以上なんですけど、営業をかけて回るといったこともやってきました。それでもなかなか会員数が増えないということで、その要因の1つとして2年間で縛りと言いますか、それで期間が終えてしまうと。その後、思ったような成果が出なかった

ら継続されないというようなこともあるのかなと思いますし、平成28年度から長崎県も同じような事業を始めております。本町の登録者こちらの方に38名ぐらいおりますので、そういった状況も踏まえながら、ちょっと今後の取り組みは検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

主要な施策の報告書で20ページについてちょっとお伺いします。運行委託料が示してあって、その下に8か月間の延べ乗車が748人ということで書いてあるんですが、単純に割り出しますと、延べの1人、1,721円ぐらいの計算になるんですが、これだと、タクシー呼んで自由に乗ってくださいと言うのと、あんまり変わらないんじゃないかと思うんですよ。だから、こういう費用の掛かり方をしてでもまた来年以降試験運行を続ける合意を得たということが書いてあるんですけども、どれくらいまでなら続けていくんだとか、以前にもこの話は1回させていただいたんですが、どこかで決めて、止めるなら止める、これだけ掛かってでもやるならやるとしたときに、当然、それなら私どもの地区も、ここの地区もと出てくると思うんですよね。だから非常に難しいと思うんですけども、ここまで掛けて何かこう見通しが、続けていく意味があるのかなという感じをしておるんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

主要な施策の20ページ、ここに委託料と上げてます。これが実際には8か月のうち6か月間が定時定路線運行。お客さんがいてもいなくても運行します、これに係る経費が126万8,680円でございます。残る2か月、これが予約制に切り替えて運行しました。と言うのが、お客さんがいてもいなくても運行という6か月の中で半分ほどはお客さんが乗っていませんでした。と言うことは必要なときにだけ運行するという事で検討しまして、その方法で2か月間、それが委託料の残りの1万8,630円ですね、これが2か月間でございます。それを踏まえますと、議員の御指摘のとおり、定時定路線のときは1人当たり1,800円ぐらい掛かっているという状況です。一方で、2か月間の運行を見ますと、1人当たりが310円ぐらいという結果になっておりますので、経費の面ではかなり効率的になっているのかなと思います。ただ、今年度もまた5月から6か月間の試験運行ということで実施をしておりますけれども、利用状況としては2地区のうち道の尾地区の方はかなり利用が増えてきている状況です。昨年度よりもですね。そういった中で、タクシー事業者も今はメーター料金で試験をしてくださっておりますけれども、実際お話を伺いますと負担もあるということですので、本運行となった場合には、先程申し上げた1人当たり310円よりももう少し掛かるのかもしれない。これ

は今後の協議になってきますけども、今年度の利用状況と実際に本運行する場合の事業者が請け負ってくださる経費。それを両方見ながら、本運行するのかどうかということは判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

2か月で1万8,630円で、1人当たり310円ぐらいの経費になっているということで、これだったらという思いもあるんですが、これでしたら60人ぐらいですよ、延べ利用者がですね。実際ですよ、この60人。例えば6人の方が10回使えば、60人ですよ。どうなんですか。実態は多くの方が使われて60人なのか、それとも、限られた方が使われて60人なのか。そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

乗車人数の実質ですけれども、タクシー事業者にちょっと御確認をさせていただきまして、実質どれぐらいの人数の方が乗られているのかというのを、平成30年度分についてちょっとお話をさせていただいたんですけれども、道の尾につきましては、その残り2か月分の部分ですね、予約制になってからの2か月の分で、道の尾がおよそ10名程度、中尾団地地区のほうが4名程度ということで聞いております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

10名と4名ということで、これが多いのか少ないのか、ちょっと公共事業として取り組むことについて、私がどうこう分かりませんが、十分この町民の理解が得られるような事業で取り組んでいただきたいと思いますので、そこら辺どうですかね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この事業は地域公共交通の改善計画、平成28年度に策定をした中で、本町の課題は何かという分析をしまして、まずはバス路線。それとそのバス路線が行き届かないというか、急斜面で道幅が狭い一定の集積がある団地。ここは不便ではないかということで、地域の方々の御意見も伺いながら、この2地区において試験運行を行ってきたという経緯がございます。御指摘のとおり、どれぐらいの方が乗られるかというのも、判断材料のひとつだと思いますけれども、やはり現状において、かなり不便であるというお声、それから運行をする中でも随時アンケートを、こういった改善点が必要であるとか御意見を伺っておりますが、やはりこれで外出の機会が増えたとかですね、そういった御意

見もいただいておりますので、それを踏まえて判断をしまいたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。81ページ上段の統計調査委託料まで含めております。あと190ページの国際交流基金の状況。歳入歳出構いません。質疑はありませんか。内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳入の方でちょっと戻りますけれども31ページ。上段の土地利用規制等対策費交付金ですね。国土利用計画法に基づいて、多分土地の取引の届け出ですかね、これが何件あったのかですね。多分これは国土利用計画法に基づく土地取引のことだろうと思っておりますけれども、これが何件あって、その土地の取引状況というのは今活発なのかどうか、過去の実績に照らして、そこの辺りをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

今回の30年度の土地利用交付金の対象となる年度というのが、直近の3か年となっております。今回は26年度、27年度、28年度が対象となっております。届出件数としましては、26年度が24件、無届件数が1件、27年度が2件、無届件数が4件、28年度が届出件数が2件、無届件数がゼロ件となっております。合計いたしまして届出件数は計28件、無届の件数としまして5件の件数となっております。この3か年を見ましてもわかりますとおり、年度によって少しばらつきがあるということで、その年度年度で、ちょっと状況は違うのかなというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、無届件数と言われましたよね、これはその後補正されたわけですかね。無届だから届け出を出しなさいと。法律上届け出を出すということになってるわけですから。

○委員長（河野龍二委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

無届件数につきましては、届け出をしていただいている分になります。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

それと190ページ、国際交流基金ですね。4,223万ですかね、今は残高が。それで昨年の実績が162万かな。こういう実績になってるわけですがけれども、この基金の金額4,000万というのがですね。適正なのかどうかですね。何か目的があつて、

この金額に維持されておられるのかどうか。そこをちょっと確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

基金の規模が適正かどうかということですが、実は以前は利息で運営をしていたものでございますが、この近年の低金利を受けまして、この基金に限らず、必要に応じて取り崩しを行って効果的に活用するという方針を打ち出して、現在活用してるというところ。国際交流協会の補助金は、先程からありましたけれども市町村振興協会からの5分の4という補助金を活用しまして、残りの5分の1相当分を基金から繰り出しているという状況でございます。適正かどうかという判断ですが、これを計画的に現在積み増すということは考えておりません。ただ、現状の活用の状況からいきますと100年分以上は確保しているということですので、現状においては、引き続きこういう形で活用を考えてるというところでございます。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

昨年が162万ということで、もう少しこの基金の目的をはっきりしてるならば、その目的に応じて使うべきだなと思ってるんですよ。私が想像したのはウェザーフィールドとの都市交流、前回ありましたよね。だから、お金が掛かるのかということで、このぐらいの金額をつぎ込んでいるのかと思ったんですよ。それもあるんじゃないですか。確認ですけど。

○委員長（河野龍二委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

おっしゃるとおりウェザーフィールドは、なかなかコストが掛かるものですから、頻繁に行き来することは現実的ではございませんけれども、お互いの記念すべき時期に、相互交流というのは今後も想定されると思いますので、そういう際には、当然この活用というのは考えているところでございます。ちなみに、もう1件、友好交流都市としてのナンフィというのがございましたが、ナンフィ区が合併して消滅してしまいましたので、そちらの方は自然消滅という形になっております。現状はウェザーフィールド1件というところで、継続的に交流を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、政府の方も地方は基金をたくさん持ってるじゃないかっていう批判の声も出てるんですよ、それは御承知かと思えますけども。だから基金をやっぱり有効活用していた

だきたいなという趣旨で、今回、質問しました。だから国際交流で162万というのは、少しどうかという気もいたしますけども、これからも国際交流の時代だし、小学校においては英語教育も新設されましたですね。だから若い人たちのために、どんどんどんどんこの基金を活用していただきたいなというのが、私の思いで質問しました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○1番（八木亮三議員）

歳出のところなんですけれども、62ページ、2款1項8目1節報酬なんですけど、予算83万8,000円に対して、支出額というのが半分以下、不用額がちょっと多いかなと思うんですが、この予算とか、実際の支出の経緯、数字の説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

この不用額の50万7,800円につきましては、企画課の方で所管している4つの審議会の会議の際の欠席者と、あとは予算計上時の回数を実施しなかった執行残として、こちらの方が出ております。例えば定例に1年に1回開催する会議も、予算上は必要に応じて会議を開催するというケースがございますので、予算自体は複数回で計上させていただいているというところもございまして、少し不用額が発生してる形になります。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今の答弁で、欠席された方の費用弁償が出なかったというところなんですけれども、会議の出席率というのは、この委員会もそうですけど半数以上でその会はなされるということで、一応その委員となっている以上は出ていただくというのが基本なのかなと思うんですけれども、その欠席される方は特定の人だったりとかあるんですか。議会内でのモニター会議も、出席される方は同じ人、欠席される方はもう来ないというような感じのところも見受けられるので、その辺りの状況というのはどうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程、最初に欠席者ということで申し上げたので、すごくそれが印象に残られたのかなと思うんですけど、実際は欠席が多いという状況ではございません。全ての会議において、開催前に皆さんの御都合をお聞きして、一番たくさん集まる日程にしております。もしくは集まらないなら、また別の日程を取るということでしておりますので、ある固定の方がなかなか出てこれないとか、そういうことではございません。それと補足で

すが、一番多い会議で委員が22名というものもありますので、やはり皆さんの御都合がつくという日程調整は難しいということもあって、どうしても欠席が出てしまうというふうに御理解ください。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

65ページの町制施行50周年記念事業補助金ですが、2件の記念事業が行われたということで、そもそも政策企画課としてはもっと多くの事業を計画されてたのか。この2件ぐらいでという考えでいたのか。50周年という意味では、もっと大きないろんな形での記念事業が行われた方が良かったんじゃないかという思いもあるんですけども、その辺はいかがお考えですかね。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この補助金につきましては、先程も御説明しましたとおり、住民の皆さんが自主的に企画して実施をするというものでございます。当初の想定としまして2019年1月1日から12月の31日までに実施をする事業ということですので、2か年度に予算上はまたがっているということです。募集をいたしまして最初5件。まだ、もう少し事業を欲しいと思いましたので、再募集を行いまして、全体で8件の事業が今決定しております。そのうち30年度に実施したものが2件ということでございます。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで政策企画課の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

場内の時計で10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時25分～10時38分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいま議題となっております議案第69号の件を議題としております。

ただいまより財政課についての審査を行います。提案理由の説明を求めます。

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

皆さんおはようございます。よろしくお願いいいたします。それでは平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算について、財政課所管分につきまして御説明申し上げます。

それでは決算書の16、17ページをお開きください。2款地方譲与税から次のページ、10款交通安全対策特別交付金、こちらまでは財政課の所管になります。それでは説明をいたします。2款地方譲与税1目地方揮発油譲与税ですけれども、まず地方譲与税。こちらは国税として徴収をして、そのまま地方公共団体に対して譲与をする税でございます。地方揮発油譲与税。こちらはガソリンの売り上げですね、揮発油の売上収入に対して、それを市町村に譲与する分になります。2,970万4,000円ということで、ほぼ前年並みの金額になっております。次に3目自動車重量譲与税。こちらは自動車重量税を市町村に譲与する分で決算額が7,317万、これもほぼ前年並みでございます。次に3款利子割交付金でございます。こちら決算額999万7,000円ということで、都道府県民税である利子割を市町村に交付する分です。こちらほぼ前年並みになっております。次に4款の配当割交付金と5款の株式譲渡所得割交付金でございますが、配当割の方が1,365万5,000円、株式等譲渡所得割交付金が1,392万4,000円で、今年度どちらとも600万ほど減額になっております。これも都道府県税である配当割及び株式譲渡割を市町村に交付する分でございますが、景気の変動、株価等に左右をされるというようなことで、どちらも減額になってるような状況です。

次に18、19ページ、6款地方消費税交付金でございます。決算額が6億7,343万2,000円ということで、消費税8%のうち、国税が6.3%、地方税が1.7%になります。その1.7%の地方消費税を市町村に交付する分で、こちら制度が若干変わりました、平成30年度から、地方の消費額に対して50%、あと国調の人口に対して50%、人口割ですね。その分で交付されるようになりました。昨年度と比べると、約2,500万ほど増額になっております。今後10月1日から消費増税になりますので、消費税が10%になりますと、国税部分が7.8%、地方税部分が2.2%に上がる予定です。その引き上げ分については社会保障施策に充てられるということで、充てられはするんですけども、その上がった分というのは、普通交付税を算定する際の基準財政収入額、こちらの方に100%算入されますので、こちらが増えた分、普通交付税の方は若干下がってしまうと、そういった状況になろうかと思えます。次に7款自動車取得税交付金。これも自動車取得税の市町村交付分になりまして、決算額が2,096万8,000円ということで、前年度より若干200万ほど増えてございます。次に8款地方特例交付金。決算額は3,428万ということで、まず地方特例交付金というのが、国の制度変更によって地方の負担や地方が減収した場合に特例的に交付される交付金でございます。今回交付されている分は住宅ローン減税で、新築後10年間減税があるんですが、そちらの減収補填分に対する交付金になります。昨年度より380万ほど増えております。ビューテラス北陽台の新築等の増加分が要因でございます。

続きまして9款地方交付税。こちらは地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を

行う際に必要とする財政需要ですね、これ基準財政需要額と呼びますけれども、これと標準的に見込まれる税収入、基準財政収入額と呼びますけれども、その差引額が財源不足額となりますので、その分を交付税で交付するというので、交付税全体の94%が普通交付税として算定されます。決算額が19億7,670万5,000円ということで、前年度より約2,000万増額になってございます。その下の特別交付税ですけれども、地方交付税全体の6%部分になります。こちら決算額が6,569万7,000円ということで、近年の災害の多発化によって今後は減少するだろうということで、令和元年度においても、交付額の減少率は前年度のマイナス15%で算定をなさないと、県の方から通知が来ているところです。昨年から西日本豪雨とか、大阪地震、北海道の地震と頻発をしております。今年度においても災害が多発しておりますので、この辺りの今後の増額についてはあまり見込めないところではございます。最後に10款交通安全対策特別交付金。こちらは交通反則金の収入額、これを市町村に交付する分でございます。決算額が462万2,000円ということで、前年度より若干減ってるような状況でございます。ここまで説明を申し上げました2款地方揮発油譲与税から10款交通安全特別交付金までの総額が29億1,615万4,000円ということで、前年度より4,580万ほど増額をしております。率にしますと1.6%ほど増額になってございます。

次に34、35ページをお願いいたします。15款財産収入2目利子及び配当金でございます。財政課の所管が、財政調整基金運用収入と減債基金運用収入、それと真ん中よりちょっと下、土地開発基金運用収入が入っております。財調基金の運用収入が40万2,576円、減債の方が21万8,201円と土地開発基金の方が3,242円ということで、預け入れの利率というのが0.01%程度になっております。次に36、37ページをお願いいたします。16款寄附金7目ふるさと長与応援寄附金でございます。決算額が1億9,875万円ということで、こちらの充当先の詳細については、最後に資料の中で説明をいたしますのでよろしくをお願いいたします。次の38、39ページをお願いいたします。2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金でございます。決算額が5億983万1,000円ということで、こちらは財源調整のために基金を取り崩したものでございます。これは前年が3億2,000万ほどでしたので、30年度においては1億8,700万ほど多く取り崩したというような状況になっております。

次に40、41ページをお願いいたします。18款繰越金でございますが、決算額が4億2,369万2,971円ということで29年度から30年度への繰越金になります。内訳は純繰越金が約3億470万円、繰越明許分が約1億1,900万になってございます。続きまして42、43ページをお願いいたします。19款諸収入の雑入でございます。財政課所管分は43ページの下から4番目になりますけれども、長崎縣市町振興協会市町村配分金。決算額は1,881万6,000円ということで、これはサマージャンボとかハロウィンジャンボ宝くじの収益に係る市町村配分金になります。こちらの配分金については、図書館の管理経費及び文化ホールの管理業務委託等に充当をさせてい

ただいております。次ですけれども46、47ページをお願いいたします。20款町債5目臨時財政対策債でございます。決算額が5億1,762万7,000円ということで、こちらは地方交付税として交付すべき財源が国の方が不足しましたので、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度でございます。償還に要する費用、元利償還金については後年度の地方交付税で100%措置をされると、そういったものになってございます。30年度末の地方債残高が約137億ございますが、そのうち65億ほどが、この臨時財政対策債分になります。約48%が臨財債の分になります。こちらについては、国の方も臨時財政対策債の発行を抑制しようと、今現在してるところでございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして歳出につきまして御説明申し上げます。54、55ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費3目財政管理費でございます。財政管理費は財政課職員4名分の人件費、事務費でございます。その全ての決算額は3,482万1,236円で、前年度と比較しますと約100万増えております。率に直しますと3.1%ほど増加しております。人件費全体では、前年度より約60万円減額をしております。そのうち時間外勤務手当、こちらの方では約33万円を減額しております。時間外勤務につきましては、対象になる人数が3名おまして、29年度の総残業時間数が930時間ございました。こちらが平成30年度に846時間となりまして、時間に直すと約84時間、縮減をしたところでございます。その分が33万円の減額に繋がっております。また、財政管理費全体で昨年度より106万増えたと説明しましたけども、その増えた大きな理由ですけれども、西彼中央土地開発公社の事務費負担金と事業費負担金。こちらを昨年までは土木費8款の方で支出をしておったんですけども、委員会質疑等の中で、総務費の方で支出するのが妥当ではないかと、そういった意見がございましたので、これを30年度から見直しまして2款総務費で支出することになったのが106万ほど増えた要因になっております。その中身につきましては56、57ページにございまして、西彼中央土地開発公社事務費負担金25万円。これは公社における事務費で、人件費、賃金、旅費、需用費、公租公課、この辺りの負担金ということで、こちらは時津町も同額を負担をしております。次に西彼中央土地開発公社事業費負担金。約144万円ですけども、こちらが公社所有用地の長与町分の短期借入金に係る利息の補填分を計上しております。28年度まではどんどん簿価の方に利息が上乘せされていっていたんですが、簿価の増加を抑制するために、29年度から一般会計より利息を補填することにしております。その他事務的経費については前年度並で支出をしております。次に60、61ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費6目財政調整基金費でございます。こちらは、財政調整基金及び減債基金の運用収入の積み立てになります。財調の方が約39万と、減債の方が約22万の運用収入を上げております。

次に、ちょっとページが飛びますけれども114、115ページをお願いいたします。4款衛生費1目下水道処理費、下水道施設事業費負担金ということで286万8,48

1円支出しております。こちらは長与町内で長崎市の下水道処理区域があるんですけども、そちらにおいて長崎市が実施した下水道施設の工事の長与町の負担分になります。行政区域は長与町で長崎市の下水道施設を使用する場合に、その工事に係る経費を長崎市が負担するのは適切ではありませんので、その長与町の負担分を一般会計で負担をするということで、これは長崎市と長与町の公共下水道の区域外設置に関する協定、こちらに基づいて支出をしておるものでございます。30年度においては女の都郵便局からちょっと長崎市方面に若干下った所の工事をしております。

次に、またちょっとページ飛びますけれども138、139ページの方お願いいたします。8款土木費5項都市計画費3目公共下水道費でございます。長与町下水道事業会計補助金ということで1億3,100万円支出をしております。これは、雨水公費、汚水私費の原則に基づいて、公営企業が負担させることが適切でない経費については、一般会計の方で負担をするということで支出をしてる分です。昨年度からしますと1,700万ほど減額になっておりますが、この減少になった要因というのが、繰出基準の対象になる起債の償還額の減少がその要因でございます。

次に180、181ページをお願いいたします。12款公債費1項公債費1目元金と2目利子でございます。これは起債借入れに対する元金及び利子の償還金でございます。借入先だとか、借入額、償還年数で変動はしますけれども、近年の起債の借入時の利率、こちらが大体0.1%から0.5%の範囲の中で借入れを行っております。30年度末の地方債残高が137億ほどありますけれども、このうち利率が0.5%以下で借りている分が137億のうち53%を占めております。あと0.5%を超えて1%未満の分が22%、1%を超えて1.5%以下の分が19%を占めています。あと、利率が1.5%を超える分については約5%を占めております。ほとんどの分がもう1.5%以下に収まっているような状況でございます。決算額については決算書のとおりでございます。次に182、183ページでございますけれども、13款諸支出金1目土地開発基金でございます。土地開発基金の積立金ということで248万6,156円計上しております。こちらの内訳については、イオンタウンの従業員の方への駐車場貸付収入と運用収入の合計が248万になってございます。歳出の最後でございますが、14款予備費でございます。いくら充用したかと申しますと、予備費支出及び流用増減というところにマイナス表示で金額が載っておりますけれども183万8,000円。こちらを予備費の予算の2,000万の中から充用したところでございます。充用した内容につきましては、昨年7月の豪雨及び9月の台風24号、あと10月の台風25号、こちらの接近によって、警戒本部の設置及び避難場の開設の方を行いました。それに係る職員の時間外勤務手当ということで、約183万のうち164万3,000円が予備費の充用によって賄われたところでございます。残りの分は、福祉課所管の日中一時支援事業、こちらの方が、予算を上回る利用によって給付額が増加したため約19万5,000円流用をしたところでございます。歳出の方は以上でございます。

あと、出資による権利というのがございますので、188ページをお願いいたします。

(4) 出資による権利のところ、財政課所管の分が上から5番目の西彼中央土地開発公社の250万でございます。これは公社の資本金となる基本財産でございます。同額を時津町の方も出資をしているところでございます。それと一番下の段で地方公共団体金融機構190万。こちら財政課所管でございます、これは全ての地方公共団体の出資により設立をされた地方公共団体金融機構という所で、地方公共団体に対して、長期かつ低利の資金を融通し、財政の健全化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的として設立をしております、この機構の貸し付けは地方公共団体のみを対象としております。国や県が同意許可を行った起債に対して、資金の貸し付けを行っているところでございます。次に189ページをお願いいたします。4の基金の中で財政課所管分がございまして説明をいたします。(イ) 財政調整基金でございます。前年度末の現在高が約19億ありまして、決算年度中の増減高がマイナス1億7,900万となっております。このマイナス1億7,900万の内訳ですけれども、29年度決算において歳計剰余金の処分がありまして、その分の処分で3億3,000万、実際積み立てを行いました。しかしながら、30年度中に約5億取り崩しを行いましたので、その分と運用収入が若干あって、その分を相殺した結果、マイナス1億7,943万9,000円とちょっと減ったような形ですね。30年度末の現在高が17億2,226万8,000円となっております。(ロ) 土地開発基金でございますが、現金の部分で30年度中に558万3,000円増額になっております。こちらは30年度中にイオンの従業員の方に駐車場用地として貸し付けを行いましたのでその貸付収入と、29年度中にも同様に駐車場用地として貸し付けを行っておりますので、29年度分と30年度分を合わせた額が558万3,000円となっております。29年度分については積み立てることがちょっとできませんでしたので、今年度まとめて積み立てたというような形になっております。(ホ) 減債基金でございます。30年度中の増減高が22万4,000円ということで、30年度において取り崩しは行いませんでしたので、純粋に運用収入の増加でございます。決算書における財政課所管分については、以上になります。

あと、主要な施策の成果に関する報告書の中に歳入歳出決算の状況、地方債の状況、性質別・目的別歳出の状況等ございますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

それでは引き続き、委員会から提出を求められました4つの資料について説明を申し上げたいと思います。お手元にホチキスで留めた資料をお配りしておりますけれども、そちらの資料について説明を申し上げます。ページ数を付けておりませんので一番上から順番に説明申し上げます。まず、地方債の状況(見込)といたしまして表があります。こちらは平成30年度の決算額をベースに、令和10年度までシミュレーションをしたものでございます。こういった感じでシミュレーションしたかと申しますと、この右側に書いてありますように、借入見込額の算出方法ということで、全て元利均等償還ということで、令和元年度においては利率が0.5%。通常大体0.1%から0.5%の範囲

で借入額とか償還年数で変動はしますけれども、それで設定をしておりますが、①の30年度債の本借分、こちらは平成30年度から令和元年度に繰り越した事業の起債の借入分、これが本借分です。5億2,000万と、②の元年度債、今年度に借りる起債が7億6,000万円を予定をしております。その内訳については下にありますが、公共、防犯灯LED。こちらが2億2,000万、償還年限が15年で、括弧で書いてある3年というのは据え置き期間でございます。あと道路、洗切小学校防水工事、その他、臨時財政対策債で今年度予算にも上げてますけれども4億5,000万ほどを借りる予定です。それぞれの起債が償還年数が異なっておりまして、据置期間も若干異なるところでございます。公共とか道路という書き方をしておりますけれども、こちらは高田南とか都市計画道路西高田線、西高田日当野線とかそういった分に係る起債になります。そして令和2年度以降、こういった起債の借り方をするかと言いますと、普通建設事業、こちらが約2億8,000万、臨時財政対策債が4億2,000万、あと高田南一括施工分の起債、こちらが令和2年度から令和6年度までの5年間で24億ほど借りる予定になっております。今年度の当初予算、一般会計の方で債務負担行為ですね、高田南一括施工の繰出金部分で37億5,000万ほど債務負担をお願いしたところでございますが、その分に係る起債分ですね。これを2年度から6年度に予定をしているところでございます。こういった見込みでシミュレーションしますと、この表、30年度から令和10年度までの元金と利息を足したところの公債費の支払い分は大体13億ぐらいになっております。公債費の支払額は大体同じぐらいなんですけれども、期末残高を見ていただきますと、30年度に137億ほどあったのが、令和10年度には108億ぐらいに下がるわけですね。約28億減るような状況になっております。公債費の払う額は同じで町債の残高が減るということは、すなわち毎年度借り入れる公債費を抑制していると、あまり借りないようにすると、そういったことで28億に減額になっているところでございます。当然この中には高田南の一括施工も全部入ってるんですけども、もっと余裕があるじゃないかというふうな考え方もあろうかと思えます。当然この分については今後、議会でもいろいろありましておとり図書館の建設等、そういったものも当然、財政的には考えていかなければいけませんので、そういったところも織り込んで、いろいろ検討しているといたるところでございます。高田南一括施工については起債の方を最大限活用して、その他の普通建設事業においては一定地方債借り入れを抑制しながら、町債残高を減少させていくと、そういった考えでございます。次に表の下段、債務負担行為の一覧表ということで、30年度末の債務負担の状況を上げております。物件の購入等に係るもの、これは西彼中央土地開発公社の用地購入です。公社の方がまだ9億6,500万ほど用地がございますので、これは毎年度6,000万から6,500万ぐらいで買い戻しを行っていく予定でございます。(2)黄色の分ですけども、債務保証又は損失補償に係るものということで、公社の分と長崎県に対して損失補償で、その分を計上しております。その他がこちらに表示をしております。地方債の状況に

つきましては、以上でございます。

次に2枚目をお願いいたします。2枚目の経常収支比率の状況ということで平成15年度から平成30年度までの経常収支比率の状況を一覧にしております。まず、この表の経常一般財源、網かけをしてるところでございますが、こちらが経常的に収入される一般財源ということで、地方税から臨時財政対策債までの項目がございます。その下、また網かけをしてるところの経常経費充当一般財源、こちらは義務的性格の経常経費でございます、人件費、物件費から繰出金までございます。経常収支比率がどうやって算定されるかと申しますと、この右下の薄い枠の中の一番上にあるんですけども、丸をして、経常収支比率イコール経常経費充当一般財源、割ることの経常一般財源、掛けるの100と。これが経常収支を求める比率になっております。上の表の経常一般財源のところが多分になります。で、経常経費充当一般財源が分子になります。経常収支比率が悪化する要因というのは、この分子の部分、義務的経費の部分が大きくなる。もしくは経常的に収入される地方税、この分母部分が小さくなると悪化をします。そういった状況になります。30年度においては、29年度と比較すると0.2ポイントほど悪化しております。その悪化した要因については、この右下の枠の中にそれぞれ書いております。中でも、経常経費充当一般財源、義務的経費の部分ですけれども人件費。こちらは段々増加をしておりまして、来年度以降も増加傾向にあります。扶助費は社会状況の変化に伴い増加傾向にあると。平成15年度と29年度を比較すると約4.3倍に増加をしております。30年度においては、前年度とほぼ同一水準になりましたけれども、今後、この辺りはまだまだ伸びていくのかなと。子ども医療費、自立支援給付費、障害児通所給付費等、増加要因というのはございますので、この辺りも予断を許さないところでございます。折れ線グラフが左側にありますけれども、この中で特筆すべき点というのは、この赤の扶助費ですね。この辺りがどんどん伸びてきているということで、この辺りは今後も注視する必要があると思います。以上、経常収支比率を述べたんですけども、この扶助費の伸びとか公債費の今後の推移については注視しておく必要があると考えております。扶助費は今後も増加が予想されていて、町の単独事業としてよりも、むしろ国の政策ですね。法改正とか制度改正によって変動するケースがとにかく多いと。簡単に削減できる経費ではございませんので、財政が経常収支比率が悪化して硬直化が進むからといって削減できる経費ではありません。30年度においては0.2ポイント悪化をしましたがけれども、ペナルティがある実質公債費比率とか、将来負担比率とはちょっと違って、この経常収支比率というのが投資的な自由度を表す数値であって、町の政策ですね。子育てとか、そういった政策に力を入れれば、当然、率は悪化してしまうということですので、この数値の変動に一喜一憂することではなくて、年度ごとの推移とか、経費の構造を見極めて、それを予算にどういうふうに反映させていくかと、そういったことが重要であると考えているところです。

次に3番目の資料をお願いいたします。財政健全化比率シミュレーションでございま

す。これは財政健全化の判断の指標となる2つの比率ですね。実質公債費比率と将来負担比率の今後の状況について表したグラフになります。下段の方に注釈がありますけれども、実質公債費比率、地方債の償還に係る経費の標準財政規模に対する比率ということで、家計に例えるならば、年収に占める年間の借金の返済額の割合といったところになります。将来負担比率、自治体の抱える借金の総額ですね。こちらが標準財政規模の何倍に相当するかということで、家計に例えるなら、借金の総額が年収の何倍に相当するかと、そういったことを表す比率になっております。標準財政規模、こちらは地方公共団体が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさのことで、30年度決算では76億8,000万円が標準財政規模になってございます。その下に協議不要団体、起債許可団体、早期健全化基準、財政健全化基準とございます。下に行けば行くほど悪くなる比率でございます。実質公債費比率が16%から35%まで表示をして、将来負担比率が200%から350%以上とそういった表示になっております。この一番注意すべきところは早期健全化基準です。こちらの25%と財政再生基準の35%でございます。早期健全化基準というのは、早期に改善が必要ということで、財政健全化計画を議会の議決を経て策定公表しなければならないと、県知事への報告、実施状況の議会への報告公表、これが義務づけられます。イエローカードと言われるところでございます。最も悪い財政再生基準ですね、35%。これは財政再生計画、これを議会の議決を経て策定公表し、なおかつ総務大臣への報告、あと実施状況の報告公表が義務付けられております。借金が全て国の管理下に置かれ、自主的な財政運営ができなくなる。レッドカードという基準になります。全国1,741団体の市町村ございますけれども、これに該当するのは御存知のとおり夕張市のみでございます。実質公債費比率と将来負担比率のグラフを見ていただければ、令和元年度以降も、実質公債費比率については11%がピークで、あと段階的に下がっていくということで、まだ財政的には大丈夫かなと思っております。将来負担比率が急激に令和元年度上がっております。こちらは令和元年度の当初予算で設定した債務負担行為、高田南一括施行分、これも含めたところの数値になっておりまして元年度にピークを迎え101.5%になります。その後、段階的にどんどん落ちていきます。これは起債の償還とか、その辺りで借金部分が減っていけばどんどん落ちていくような指数ですので、一時的なピークは迎えますけれども、段階的に落ちていくかと思っております。健全化判断シミュレーションについての説明は以上でございます。

次に4枚目の土地開発基金の土地残高状況一覧の方お願いいたします。黄色で示しております左側の番号に沿って内容の説明をいたします。平成30年度末時点で土地開発基金が所有する用地、まず1番から4番、こちらが土木管理課の所管です。場所が舟津橋手前の尻無川公園の山手側です。こちらが長与東部土地区画整理事業3工区の北側に位置した農地でございました。当初は子どもとか幼児の遊び場、高齢者の散策の場所として、公園を整備する目的で平成19年9月に取得をしました。しかしながら、その後、農業体験とか健康増進のためにふれあい農園として整備してはどうかという案が持ち上

がったんですけれども、この土地の場所が12メートルの擁壁の上であって、地盤も脆弱で、かつ車も入れないと、水も無いと、水道も無いということで、ふれあい農園としては利用がちょっと難しいということで、公園もそうですけども、公園やふれあい農園としての活用は非常に今現在難しい状況でございますので、今後、売却も含めたところでどのように活用していくかと検討しているところでございます。

続きまして5番目、契約管財課の所管になります。こちら場所は斉藤郷で、西側埋立方面に向かって金比羅橋を渡りきった所の左側になります。ここは長与川河川護岸工事の交換用地で平成13年5月に取得をいたしました。用地買収が地権者と折り合わなかったために、平成22年度より事業をストップしております。現在は契約管財課で長与川まつり等の臨時駐車場として活用しているところでございます。河川の改修工事については、今後も県に要望を続けて、財源に余裕ができれば買い戻すことも検討しているような状況でございます。

続いて6番目、所管は都市計画課、場所は高田越のローソンの交差点から西友側に右折後30～40メートル下りた所の左側になります。現在は仮換地されて区画整理内の別の場所でございます。次の7番目も都市計画課の所管で、これは高田中学校から長商の方に向かった三差路がある所のみろくやの跡地になります。次に8番目ですが、こちらも高田中学校から高田越トンネルの方に上がった所の富貴屋旅館の跡地になります。

続いて9番、10番、11番は生涯学習課所管分で長与皿山の用地になります。平成15年度に策定をしました長与皿山窯跡保存整備基本構想、これに基づいて皿山の史跡の保存と管理を行うということで、平成20年度から用地買収に着手をしておりますけれども、今現在4分の1程度が買収が終わっておりません。引き続き買収を交渉して、そののちは発掘調査、そして報告書作成を検討しているということでございます。

次に12番、13番ですけれども、都市計画所管で25年11月に都市計画道路西高田線建設の際に取得をいたしました。場所は長与中央橋の県道側交差点の角地になります。こちらは長与中央橋完成までは迂回路として使用をしておりましたけれども、今後は都市計画道路西高田線の旧道の方の用地買収の際の移転用地として利用する予定でございます。最後に14番、こちらは図書館の用地でございます。取得に関しては都市計画課の所管になります。これまで説明を申しあげました都市計画課所管の高田南区画整理事業と西高田線事業の用地については、事業進捗に併せて今後計画的に買い戻しを行ってまいります。表の一番下に課別と地目別の集計をしております。面積はどちらも1万8,914.62平方メートル、金額が8億4,675万572円となっております。

最後に、ふるさと長与応援寄附金について説明を申し上げます。先程、歳入でも説明を申しあげましたとおり、30年度の決算額は1億9,875万ということで、その内訳です。寄附する場合のコースが5つございます。まず1つ目、「地域の活性化を推進する力を応援」ということで地域安全課が所管であります。寄附の件数が5,346件、寄附額が5,786万2,000円ということで、この分については右側の事業に充当を

しております。次に「ぬくもりのある福祉の地域づくり」、福祉課所管分です。件数が1,062件、金額が1,120万6,000円ということで、こちらも同様に右側に充当しております。3番目「青少年健全育成のために」ということで生涯学習課の所管で、1,203件の1,288万4,000円。次の「教育の充実や生涯学習を推進」、こちらは教育総務課の分で1,507件の1,622万9,000円ということです。最後に「町長へおまかせ」コースということで、こども政策課と教育総務課で配分の割合が2対1としております。この割合については、子どもと教育に係る予算の現額から特定財源とかは交付税措置等考慮いたしまして、割合的に2対1ということになっております。次のページに子どもと教育総務の充当先を書いておりますので御参照いただければと思います。以上が財政課所管分になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まず歳入の方から行いたいと思います。16ページ、地方譲与税から17、18、19の交通安全対策特別交付金ですね。ここまでありませんか。ページを追っていきます。次は34ページの利子及び配当ですね、財政調整基金運用収入、減債基金運用収入、土地開発基金運用収入が財政課となっております。次のページでは、ふるさと長与応援寄附金、先程説明もありました部分ですね。次のページでは財政調整基金の繰入金、39ページですね。次の41ページでは繰越金、ページ戻っても構いません。42、43ページでは長崎市町村振興協会費配分金ですね、そこまでです。八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この歳入のふるさと長与応援寄附金なんですけれども、最初の予算が8,000万で、補正が1億2,000万。これは、もちろん予想してたよりたくさん寄附があったということになるかと思うんですが、その理由というか、予想よりだいぶ多かったその経緯ってというか、そういったのは、何かあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

所管が産業振興課がやっておりますので、詳しいことは分かりかねるんですけども、ただ返品の中身を充実をさせたということで、干物とか、そういったものを充実をしたということで、寄附が伸びたのではないかと想像しております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。歳入ではあと46、47ページですね。ここでは臨時財政対策債。歳入戻っても構いませんけども、歳出のページでいきますと54ページ、3目の財政管理費ですね。ここが財政課所管となっております。あと57ページの上段ですね、西彼土地開発公社の事務費、事業費が財政課所管となっております。よろしいですか。じゃあ60、61ページ。ここでは6目の財政調整基金ですね、25節積立金、財政調

整基金積立金と減債基金積立金が財政課支出となっています。あと114ページ、ここは3項1目下水道処理費。負担金、補助及び交付金19節ですね。下水道施設事業負担金。
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

115ページの下水道事業費負担金ということで、これはもう以前からずっとあるということで理解をしているんですが、考え方なんですけども長与町民が使う、流す下水道であるというのは理解をするんですが、例えば、北陽台団地とか新しいものが出来たきたときに、今のやり方が全部、管渠とか事業者負担をしていただいて、出来上がったものを町に帰属していただくようなことになってますね。だから町の手出しはゼロなんですよ。そういうものを既設の管に繋いで、流れてきたものを使用料でいただくわけですよ、町は。だから、お金掛けんで入ってくるような状況なんですよ。これはもう町内にできた団地で、企業会計の方でそういう協定ができて、そういう仕組みになっとなるんですけども。だから、この長与町に長崎市の処理区域を設定してですね、そこで事業を展開されるのは、それはもういいのかなと思うんですけど、以前から水道もありますし。それはいいのかなと思うんですが、そこで収益を上げるのであればですね。本来は長崎市が管の整備とかやるべきじゃないかなと私思うんですよ。実際、長崎市が段取りはして、掛かった費用を長与町に下さいという話だと思っただけなんです。だから、そこまでするんだったら、もう長与町の処理区域にして、長与町が後々その改修に係るような、一銭も入ってこないですよ。造ってあげて、長崎市にどうぞ利益は取っていただきますというような話なんで。ここはちょっと協定を結んでおられるんでしょうけど、話し合う余地があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

議員御指摘のところ、ごもつともという感じがするんですけど、私どもは公共下水道の区域外設置に関する協定ということで基づいて、従来支出をしてきたところですので、今後、その辺り、高田南区画整理事業も関係がある場所ですので、そういったところも含めて、今後、下水道課を含めて検討の余地があろうかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、高田南の話も出ましたけども、特にあそこ、今からですね、かなりの部分で長崎市の処理区域になっているようでございます。そこ相当の額を町の方が負担をして、下水道の整備をして、管渠をですね。そして長崎市の処理場に持っていかれてですね。使用料は長崎市にくださいという話になるんですよ。あまりにも。是非、負けないうに一度交渉していただければと思います。だめかもしれませんが、話ぐらいはできると

思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページ数を追います。今、114、115ですね。次が138、139ですね。ここでは公共下水道費、負担金、補助及び交付金の長与町下水道事業会計補助金ですね。財政課所管となっております。質疑はありませんか。

180ページの12款1項公債費、元金、利子ですね。財政課所管となっております。あと183ページの土地開発基金、予備費まで含めて財政課所管となっております。全然、戻っても構いません。あと基金の状況ですね、土地開発基金、189ページ、財政調整基金、減債基金、これが財政課所管となっております。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程町債の現状を御説明されたんですけれども、利子が掛かるわけですけども、そういう低減を図るために、かねてからいろんな所で基金の活用をしたらどうかという声をよく聞くんですよ。その辺り財政当局としてどのように考えておられるか。また、基金の活用以外にどのような方法が考えられるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

御指摘のとおり、起債を借りるよりも、内部で留保している基金ですね、繰替運用と申しますけども、そちらの方は以前からあってるんですね、具体的に会計課の方では一時的な運用として、ほかの基金を使ったりということは多分あるのかなと思うんですが、この起債に代わるものとして基金を活用したことを今、財政課ではやってないんですね。ただ、今は金利が非常に低い状態でございますので、起債の活用で交付税措置もあるのであれば、そういった活用の方法も一定あるのかなと思っております。ただ基金の繰替運用については今後も検討して、金利が今後上昇するようであれば、利息を払うよりも内部的に運用した方が当然有利でございますので、そういった活用方法も検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。せっかくですので、いただいた説明資料でも質疑があればですね、許可したいと思います。質疑はございませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

138ページの8款5項3目公共下水道費、長与町下水道事業会計補助金というのが1億3,100万円とありますけど、すいません、ちょっと私のほうが仕組みを理解してないのかもしれないんですけど、上下水道の水道事業というのは、企業会計というか、別だと思ふんですよ。その補助金というのは、どういう仕組みなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

委員がおっしゃられるとおり、下水道、公営企業については独立採算制度というのが、これが原則になっているんですけども、その原則の中でも、雨水公費、汚水私費という原則があるんですね。雨水が下水道に流入して、当然それを処理しなければいけないわけですね。その分については公費を投入しないといけないだろうとか、あと汚水の分については、当然、個人負担で使用料で賄っていかなければいけないだろうとか、そういった原則がまずございます。そういった中で、公益上、下水道事業会計、公営企業に負担させることが適切でない経費というのがございます。その分については一般会計が補助金及び繰出金で負担をなささいということになっておりまして、その経費の一部というのが、分流式下水道とか、水洗便所の普及とか、あと不明水の処理とかですね。あと、高資本対策経費とか、そういったいくつかの種類がございます。そういった観点から、一般会計から企業会計に繰り出しをしている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと資料でお伺いしますけども、将来負担比率が、元年、2年ぐらいですかね、一気に上がっているのは、先程の説明では高田南の事業費が一気に来るということで、1枚目見ますと、この22年から6年に24億円という記載があるんですが、これは、私の感覚では債務負担で単年ごとに支払いをしていって、それに応じた借り入れになるのかなと思ったものですから、この将来負担比率のこのグラフが、ちょっと印象が違ったんですが、そこら辺どうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

こちらの将来負担比率の方で、令和元年度にガッと比率が上がってるんですが、この分というのは、令和元年度の当初予算で高田南一括施工の債務負担を37億5,000万の繰出金を起こしたんですね。要するに起こした時点で将来的な借金がガッと増えてしまったんですね。それで、ここが101.5まで上がってるんですけども、その後、高田南の要因だけではなくて、その令和2年度からは少しずつ下がっていくと。それは起債の元利償還もですし、そういった状況から、要するに令和元年度以降分については、長与町が抱える借金の総額と理解していただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。質問したいので、委員長交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も、ちょっと出された資料で、将来的な負担等々の問題も含めてですけど、最初の地方債の状況の見込みで、これから考えられる部分が予測されて、この数値で出されてるんですけども、これから考えられる部分で、その中に含まれてるのかどうかですね。ちょっとよく分からないんであれですけど、1つは公共施設の関係も当然入って、こういう数字になってるものなのか。今後、例えば図書館もですね。いつになるか想定ができないために入れてないものなのか、もう既に組まれて、そういうものも計算されてるものなのかですね。そこをちょっと伺いたいと思います。

○委員（金子恵委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

おっしゃられるとおり、この実質公債費比率も、将来負担比率も、まず図書館の方から言いますと、事業自体の総額がまだはっきりしたことが分かっておりませんので、この計画の中に図書館の建設経費に係る分というのは考慮しておりません。ただ公共施設総合管理計画における更新経費についても学校関係の分については、公共施設の半分ぐらいは学校関係の教育施設なのかなと思うんですけども、その辺りについては教育委員会の方で一定計画を立ててますので、その辺りの分については加味をされたところで。但しながら、今回、議会の話にもありましたように、今後、その集約化なり、複合化を進めていく上で掛かってくる経費、その分はこの計画の中には含まれておりません。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

資料を請求するとき、昨年度も請求してて、大体同じような数値が出てるのかなと思うんです。そうするとやはり、その当時、時々で、やはりこの計画そのもので当然、数字が大きく変わってくる、将来負担比率も変わるという予測は考えられるわけですよ。そこら辺を再度お願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

財政計画も、こういった健全化判断比率のシミュレーションもそうなんですけども、やはり将来的なものがなかなか見えにくいと。高田南一括施工もそうですが、事業費自体がなかなか見えなかったりとか、図書館の建設もそうなんですけれども、どうしても見えてこない部分が多いということで、去年こちらに提出した資料と今年度も変わって

ると、その時々で実質公債比率とか負担比率も変わってきてるっていうのは、どうしても正確にはなかなか判断しにくいというところもあります。ただ、この計画が2年後3年後このまま行くかと言われれば、それもまだ予測がつかない部分があるんですね。昨年、エアコン等の整備等ございましたように、こちらが想定していない事業が、住民の生命とか財産を脅かす事業というのは、最優先に取り組まなければいけませんので、その辺りが入ってくれば、今後この計画もそのとおりに行くかと言えば、なかなかそうとは言えないような状況でございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それで参考までに、経常収支比率の状況で90%を超えているところで、例えば平成20年度、平成26年度、この辺りはどういうのが要因で92.3、95.1となってるのか。参考までに分かれば教えていただきたいと思っておりますけど分かりますかね。

○委員（金子恵委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

その当時の決算の状況とかを確認すれば、細やかなことは分かるんですけども、ここまではちょっと想定をしております。申し訳ございません。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

では、質疑なしと認めます。これで財政課所管を終了いたします。お疲れ様でした。場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時52分～12時57分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。ただいまより税務課、収納推進課所管の決算審査を行います。提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

こんにちは。よろしくお願いいたします。平成30年度一般会計決算について御説明いたします。30年度決算におきまして、税務課所管分の歳入額は46億7,087万9,734円、歳出額は1億3,051万8,645円です。それでは決算書の事項別明細書に基づき、主なものにつきまして御説明いたしますが、収納推進課とも同じ目が重複するところもありますので、重複を避けるために、総額について私の方から、町税の各税の歳入内訳について収納推進課長より御説明いたします。御了承願います。

初めに歳入から御説明いたします。事項別明細書の14、15ページをお開きください。1款町税の調定額47億4,496万1,370円に対し、収入済額は46億3,896万1,904円。不納欠損額は63件の242万6,335円、収入未済額は1億357万3,131円です。対前年比で調定額が約2,600万円減少しております。これは近年の収納率向上により、滞納繰越分の調定が約2,800万円減少したことが主な要因です。町税全体の収納率は現年課税分、滞納繰越分を合わせて97.77%で、前年度より0.5ポイントの増となっております。なお、現年度課税分の収納率は99.62%、滞納繰越分は29.35%です。それでは町税の各税目の決算状況につきまして、収納推進課長より御説明いたします。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

それでは町税の決算状況について私の方から説明をいたします。事項別明細書の14、15ページ、1款1項1目の個人町民税でございますけれども、現年課税分として調定額23億2,455万5,700円に対し収入済額23億1,551万804円、収納率は99.61%、対前年度比0.12ポイントの増となっております。不納欠損額は5件19万7,457円でございます。滞納繰越分としまして調定額6,260万1,610円に対し、収入済額1,410万3,290円で、収納率は22.53%、対前年度比3.7ポイントの減となっております。不納欠損額は36件、199万2,778円でございます。1款1項2目の法人町民税でございますけれども、現年度課税分として調定額1億3,212万6,700円に対し収入済額1億3,170万5,100円で、収納率は99.68%、対前年度比0.31ポイントの減となっております。滞納繰越分として調定額5万円、収入済額はゼロ。不納欠損額は1件の5万円でございます。

1款2項1目の固定資産税でございますが、現年度課税分として調定額15億1,626万7,800円に対し収入済額15億962万2,969円で、収納率99.56%、対前年度比0.17ポイントの増となっております。滞納繰越分として調定額5,198万71円に対し、収入済額1,872万5,573円で、収納率は36.02%、対前年度比2.31ポイントの増となっております。不納欠損額は2件、8万3,762円でございます。2目の国有資産等所在市町村交付金は調定額、収入額ともに417万9,400円でございます。

1款3項1目の軽自動車税でございますが、現年度課税分として調定額1億753万3,200円に対し収入済額1億733万100円で、収納率は99.81%、対前年度比0.14ポイントの増となっております。滞納繰越分として、調定額100万4,749円に対し、収入済額24万8,116円で、収納率は24.69%、対前年度比21.22ポイントの減となっております。不納欠損額は17件、8万4,000円でございます。

1 款 4 項 1 目の町たばこ税でございますが、現年度分のみで調定額、収入額ともに 2 億 3,667 万 5,688 円となっております。

1 款 5 項 1 目の特別土地保有税の調定額収入済額はありません。16 ページ、17 ページをお開きください。

1 款 6 項 1 目の入湯税でございますが、現年度分のみで、調定額収入済額ともに 7 万 7,720 円となっております。

1 款 7 項 1 目の都市計画税でございますが、現年度課税分として調定額 2 億 9,830 万 2,200 円に対し収入済額 2 億 9,709 万 7,331 円、収納率は 99.60%、対前年度比 0.05 ポイントの増となっております。滞納繰越分として調定額 960 万 6,532 円に対し収入済額 368 万 5,813 円で、収納率は 38.37%、対前年度比 6.72 ポイントの増となっております。不納欠損額は 2 件、1 万 8,338 円でございます。

先程、税務課長の説明にもございましたが、町税全体の収納率は、現年度分で 99.62%、滞納繰越分で 29.35%、現年度と滞納繰越合計で 97.77% となりまして、対前年度比 0.5 ポイントの増、平成以降、過去最高の収納率となっております。また、現年過年の合算の滞納繰越額につきましても、前年より 2,185 万 53 円減少ということになっております。

なお、別紙長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書の 4 ページ、5 ページに、各税目の現年度課税、滞納繰越分の内訳が記載されております。また本日配付させていただきました資料、こちらの 1 ページから 6 ページにつきましても、各税目ごとの決算状況となっておりますので、併せて御参照いただければと思います。町税の決算状況については、以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

引き続き、歳入の残りの分につきまして御説明いたします。事項別明細書の 24、25 ページをお開きください。上から 5 番目の 12 款 2 項 1 目総務手数料 5 節税務関係証明手数料の 287 万 3,100 円は全て税務課所管分となります。件数は 9,087 件でございます。6 節督促手数料の 91 万 9,400 円ですが、うち税務課所管分は 75 万円で件数は 7,501 件。収納推進課分は 16 万 9,400 円で件数が 1,694 件です。8 節地籍手数料の 32 万 7,500 円は全て税務課所管分で件数は 869 件です。

次に 32、33 ページをお開きください。中段の 14 款 3 項 1 目総務費委託金 2 節徴収費委託金は、税務課所管分でございます。収入済額の 6,457 万 9,126 円は個人県民税の徴収取り扱いに対する委託金で、算出根拠は納税義務者 1 人につき 3,000 円です。ちなみに、県への払込額は 15 億 3,668 万 6,264 円です。

次に 40、41 ページをお開きください。19 款 1 項 1 目 1 節の延滞金でございます。

397万6,259円のうち税務課所管分は15万896円、件数は111件。収納推進課所管分は382万5,363円、件数は947件です。

次に42、43ページをお開きください。19款5項1目1節雑入の上から3番目にあります滞納処分費15万6,600円は収納推進課所管分です。これは不動産公売時の滞納処分費としての配当分の受け入れでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。事項別明細書の70ページから75ページまでと124ページから127ページまでが税務課および収納推進課の所管分となります。70、71ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費の支出済額は2億2,719万730円のうち税務課所管分は8,698万7,445円、収納推進課所管分は3,652万942円で、税務課職員14名、収納推進課職員6名、計20名の職員の人件費及び需用費に係るものが主なものです。前年度と比べ人件費が約330万円増加しております。これは平成29年度に育児休暇をとっていた職員が平成30年度に職場復帰したことによる増、及び時間外手当の減によるものと考えております。そのほかにつきましては、支出金額に若干の増減はありますが、内容は前年度とほぼ同様です。また、同目には総務課所管分として固定資産評価委員会に係る経費、産業振興課所管分としてふるさと応援寄附金に係る経費も含んでおります。次に70、71ページの下段から74、75ページにかけての2目賦課徴収費です。支出済額4,773万7,361円のうち税務課所管分は4,266万1,651円、収納推進課所管分は507万5,710円です。前年度と比較して約600万円の減です。13節委託料が約1,400万円減少しておりますが、一方で23節の償還金、利子及び割引料が約800万円増加していることが主なものとなっております。内容といたしましては、委託料は評価替えに向けた委託業務が30年度は無かったことにより、約1,600万円減少しております。一方、納付書処理業務委託料で固定資産の納税通知に係る業務を2か年分支出したことにより約300万円増加しております。償還金、利子及び割引料の主なものは、個人住民税では土地譲渡に係る更正の請求により還付となるもの。法人町民税では予定申告納付分が確定申告により還付となるもの。固定資産税では、非課税の要件を満たすこととなった固定資産が判明したことにより、還付となったものなどが挙げられます。このほか、新たな業務として12節役務費の中の手数料を支出しております。これは小型船舶所有者調査に係るものです。また、その他の節につきましては、支出済額に若干の増減はありますが、内容といたしましては昨年とほぼ同様です。

次に124、125ページの下段から126、127ページにかけての6款1項5目農地費です。支出済額86万9,549円について、全て税務課所管分です。前年度と比較して約55万円の減少です。主な要因は13節委託料で地籍情報化委託料が約56万円減となっております。また、その他の節につきましては、支出済額に若干の増減はありますが、内容といたしましては昨年とほぼ同様です。

以上、簡単ですが、主なものの説明とさせていただきます。また、私の説明以外で収納推進課長より引き続き説明がございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

それでは引き続きまして、収納推進課所管の歳出の主なものについて御説明を申し上げます。70、71ページの一番下になります。2款2項2目賦課徴収費1節報酬の徴収嘱託員報酬43万9,840円。こちらは国保の徴収嘱託員が町税の徴収を行った場合に支払った報酬でございます。次の72、73ページ、一番上でございます。収納推進専門員報酬は1名分288万円を支出しております。4節共済費の社会保険料46万3,075円は収納推進専門員分でございます。12節役務費の上から5番目、預貯金紹介手数料23万6,652円は、滞納者の預貯金調査を実施した際に各金融機関に支払う手数料でございます。3,878件分でございます。13節委託料の上から6番目鑑定委託料ですが15万6,600円、こちらは不動産公売時の不動産鑑定を行った費用でございます。一番下、ファイナンシャルプランニング業務委託料32万4,000円は、地域安全課所管の長崎県消費者行政推進補助金の全額補助を受けまして、滞納者とファイナンシャルプランナーとの面談を通し、生活改善を行いながら納税に繋げていくことを目的とした事業でございます。以上で、収納推進課所管の歳出の主なものの説明を終わります。

なお、主要な施策の成果に関する報告書の22ページに収納推進課分を記載しておりますので、併せて御参照をしていただければと思います。

続いて、本日お渡しした資料の説明を簡単にさせていただきたいと思っております。資料の1ページから6ページまでにつきましては、先程御説明しました各税目ごとの決算書でございますので省略をさせていただきます。一番最後7ページ目に不納欠損の事由別の集計表を付けております。表の見方を説明しますと、一番左に税目がありまして、一番上から町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税と並んでおります。一番下が合計でございます。その次が事由区分ということで、1の無財産から生活困窮、行方不明、倒産、相続放棄、その他ということで並んでおります。今回、その他につきましては、全て外国人が帰国したものに伴うものということになっております。その次の欄に地方税法の条文ごとの区分ですね。18条1項時効なのか、15条の7第4項の執行停止後3年なのか、15条の7第5項の即時消滅なのか、地方税法条文ごとの区分となっております。合計を一番下に載せておりまして、総合計で63件、242万6,335円となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。ページに沿って、税務課、収納推進課それぞれわたると思っておりますけども、ページに沿って質疑を行いたいと思っております。まずは14、1

5ページ。町税のところですね、17ページの都市計画税まで含めて、決算資料も付けていただいていますので、併せてこちらの方でも構いません。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

7ページの分の資料で1点お尋ねをいたします。町民税と軽自動車とかありますけれど、3番の項目の行方不明っていうのがございます。どのレベルの行方不明なのか。例えば徴収に行ってそこにいないでも行方不明としてしまうのか。それとも、もっとほかの機関に尋ねて分からない。で行方不明とするのか、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

木戸補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

まず、所在に関してなんですけども、戸籍の附票とか、住民票とか、もちろん現地調査を行います。また、実家の方にも問い合わせをしたり、あと勤務先も問い合わせをした結果、所在も不明ということであれば行方不明としております。また、財産調査も住民登録地長崎県内主要機関を調査しまして、財産も不明、所在、財産ともに不明の場合、行方不明として取り扱っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

それならば、ここに書いてある部分では、もう財産を徴収するということはもう困難と考えてよろしいんですか。例えば、法人はちょっと無理かもしれないけれど、例えば、できるのかな、何ら処分する財産があると、でそういうとき、公的機関にお願いして、処分をするとかいう形はもう無理なんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

こちらの不納欠損につきましては、処分自体が無理ということ、徴収は不可能ということで、こちらに上がってきますので、もう取れないということになります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

同じ7ページで、今言われた中で、その他、町民税でその他の外国人ということで、言われたんですけども、外国人という方が、勤め先とか、そういうのまで分かっているんでしょうか。どういう方がこの6に入ってるのかお聞きしたい。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

勤め先は分かっておりますが、不納欠損時において、もう国外に転居、退去をしているものですから徴収はできないと。国外に退去した分につきましては、今からの課題でもあるんですけども、事業所との連携がもう必要不可欠というものになってきます。そこを今後どういうふうに対応していくかというのは、今後の課題として残ってるような状態です。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちなみに、前年度とか、その前とか、その他外国人というのが何件あったかというのは、分かりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

前年度においては、国外転居はありません。今回は出てきておりますが、過去においてあったのかというところまでちょっと調べておりませんので、前年度は無いということだけ、申し添えます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今のと関連しますけども、現在、この不納欠損にしたのは、もう全て国外へ転居したという形で、収入未済のところにはもう全て無いわけですかね。収入未済でまだそういう方々が残ってるっていう部分は無いと。もう全て国外に行ってしまったらもう全部不納欠損で上げてるといって形で捉えてよろしいんですか。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

今現在残っている分については、収入未済としては上がっておりません。もう取れないということで不納欠損として落ちた分になりますので、それ以外の方で国外転居というものは無いということで理解してもらって構いません。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そしたらちょっと別件で、特に滞納繰越のところでの徴収で、いわゆる差し押さえ件数がどれくらいあるのか。差し押さえの中身ですね、内訳がどういうものがあるのか、全体でいいですけども、ちょっと説明していただければと思います。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

30年度の差し押さえの件数ですけれども実人数で131名。債権額の全体で2,819万3,145円。それに対し、収入額が1,299万3,586円となっております。内訳ですけれども、まず給与の差し押さえが13名、債権額が207万8,360円、収入額が112万1,115円。不動産の差し押さえ3名、57万4,610円、収入が65万5,047円。家賃1名、債権額が17万2,887円、収入額が39万2,043円。国税の還付金1名、債権額6万3,096円、収入が13万3,398円。年金7名、債権額697万8,672円、収入90万5,418円。債権4名、債権額431万4,082円、収入額が16万3,362円。交付要求4名、871万858円、収入が753万9,646円。預貯金98名、530万580円、収入が208万3,556円。この中で、債権額より収入の方が多いい科目が幾つかあるんですけれども、こちらについては、前年度の差押えをしております、今年度に入ってきたという分がありますので、前年に差し押さえをした分には、今年の分の差し押さえの額には入れておりませんので、収入の方が多いい科目がございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。そういう中で、今回の出された資料、特に不納欠損の状況を見ても、不納欠損は特にそうだと思うんですけども、生活困窮等々無財産の方が不納欠損としてどうしても上げなければならないという状況を見ると、多くの方が生活困窮ではないかなというふうに見られるわけですけども。そういう中で差し押さえというのは最終手段だと思いますが、どのような経緯で最終手段の差し押さえまで行かれるのか、その辺の町が考えてる取り組み方っていいですか、その辺を少し教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

まず未納が発生をいたしますと督促状というのを発送します。これが、地方税法に決まっておりますので、納期限から20日以内に督促状を発送いたします。その後、それ

でも未納が続く場合には収納推進課で催告状を発送いたします。この催告状につきましては、ほぼ毎月出してるような状況でですね。その催告状にも反応が無い方。大抵の方はですね。この催告状を見て納付されたりとか、分納をお願いにこられるという方が多いんですけども、それに対しても何の反応も無い方、こちらに関しては、うちの方で財産の調査を行いまして、差し押さえできる財産があるかというのをまず見ます。その後、実際、差し押さえをすることになるんですけども、その差し押さえの前にも、差し押さえの予告というのをしますので、それでまた反応を見ます。それでも反応が無いと。そういうときになって初めて差し押さえということになっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

十分そういうやりとりがあって、差し押さえに行かれるということなんですけども、この状況を見てみますと、特に預貯金の差し押さえ、530万位でしたか、その滞納額があって実質、収納できたのが280万と約半分ちょい位ですね。そういう意味では、預貯金も非常にたくさん持ってる状況ではないわけですよ、530万なので。この98名ですかね、これ、前年度のダブりがあるのかよく分からないんですけども、ここで最高額で差し押さえされたというのが分かれば教えていただきたい。金額的なものですね。分かれば教えていただきたいと思うんですけど。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

資料を持ってきておりませんので、最高額がいくらというのは把握しておりません。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。戻っても構いませんので、ページを進めたいと思います。24、25ページの税務関係証明手数料、督促手数料、登記手数料、地籍手数料ですね。ここが税務課と収納推進課になっております。次が32、33ページ。14款3項1目2節徴収費委託金が税務課所管となっております。次が40、41ページ。ここは19款1項1目1節の延滞金が税務課と収納推進課になっております。戻っても構いません。次が42、43ページ、3段目の滞納処分費、収納推進課、不動産公売の雑入ですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この収納推進対策事業についてなんですけど、この主要な施策の成果に関する報告書の県税の収納業務経験者を収納推進専門員として雇用し、町税等徴収対策本部員に対して、滞納者の納税交渉や滞納処分等についての指導に当たるとありますけれども、この

収納推進専門委員というのは、直接滞納者と何か交渉とかではなくて、この徴税徴収対策本部員に対して指導をするという役割の方なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

こちらの専門員につきましては、収納業務全般を受け持っていておまして、直接滞納者と折衝をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

この説明書によりますと、差し押さえ等行い、平成元年以降最高の成果を収納率において上げたとありますけれども、この収納推進専門員というのは、この平成30年度からなんですか。前からいらっしゃる方なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

こちらの専門員につきましては、平成18年から雇用をしております。

○委員長（河野龍二委員）

歳出の方も出てますので追っていきたいと思います。まずは70、71ページですね。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

12節役務費の予算が6,300万程度に対して、この不用額は3,000万程度ということで、当初の予算措置が妥当であったのかどうか、そこら辺を含めて、これだけ残した理由というのを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

この12節の役務費に関してなんですが、この分につきましては、全てが産業振興課所管分となります。

○委員長（河野龍二委員）

70、71ページ、少しほかの課と渡っている部分もあるようですので、質疑をして構わないと思いますが、そういう説明をしていただきたいと思います。あと72、73ですね。ここも委託料のところ少しほかの課とまたがっているようです。質疑はありませんか。73ページ、一番下の還付金までですね、23節の償還金、ここまです。124、127ページ、農地費。ここが税務課所管となっております。戻っても構いません。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の2款、72、73ページの、徴税費の中の14節地方税電子申告システム利用料っていうのがありますけれども、電子申告というのはインターネットで申告をするものかと思うんですけれども、全体の申告をされる方の中で、窓口でする方とネットを使う方との割合は分かるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木係長。

○係長（荒木啓二君）

この地方税電子申告システム利用料というのが、おっしゃられたインターネットで確定申告をする分だけではなくて、税務署から、各申告会場でとった申告を国税連携というLGWANが使った回線で来る分と、各事業所から給与支払報告書という給料の報告を受ける申告の分をまとめて電子申告利用料というふうにしています。ちなみに、国税連携、税務署から送られてくる件数というのが平成30年度で5,142件。給与支払報告で事業所からデータでLGWANを通じてきた件数というのが1万6,184件で、この中でインターネットを使って確定申告をする分というのが、これが長与町の会場で作ったデータを今度は税務署の方に送るシステムの分が含まれておりまして、この分が2,851件。これが申告の件数ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

同じページの役務費の中で、預貯金照会手数料が3,878件というふうに言われました。先程の差し押さえのところ98名だとか件だとか、そうすると相当数の預貯金の照会手数料ですね。確認してるのかなと思うんですけれども、これだけのこれは、どう見たらいいのかですね。そういうために照会をしてると思うんですけれども、この数字というのをどう見たらいいのか、ちょっと参考までに教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

預貯金の照会につきましては金融機関ごとの照会になりますので、十八銀行ですとか、親和銀行その他たくさんの銀行がありますので、1名に対して何件も照会をかける場合がございますので、件数としてはどうしても多くなると。それと照会したからといって

差し押さえに全てが繋がるわけでもございませんので、件数としては多くなっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

13節の委託料で、主要な施策の報告書にもありますがファイナンシャルプランニングですね。業務委託料ということで、主要な施策の説明書にはプランニング事業に年6回開催し21人の参加があったということで、以前は相談に乗るというふうな形もされてたんじゃないかなと思うんですけど、今そういう業務がされてないんですか。滞納だとか、生活困窮者の納税の相談に応じるという形は今もされてるんでしょうか。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

もちろん納税の相談というのは収納推進課で受けております。その中で、ある程度金額の滞納がありまして、このファイナンシャルプランナーの相談をすると生活改善ができるのではないかとということで、職員が判断した場合には、こちらの業務の方に繋げていくということにしております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、回数は毎年違うかもしれませんが、そういう会があって、そこに参加をしてもらうという形の中で行われている。私がちょっと誤解してたのかもしれませんが、相談事業だと個別に相談できるわけですよね。いわゆる個々の状況に応じて相談ができると。会になると、なかなか全体の大枠の話でしか終われない部分があるのかなと思ってですよ。そうすると、なかなか参加も、当然、滞納をしているという後ろめたさもあって、そういう全体、みんなが集まるというところに行きづらいというところもあると思うので、できれば個別の相談事業があった方が良いのかなと思ってるんですけども、その辺はいかがお考えですかね。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

こちらは全体の会ではなくて個別の相談になっております。年に6回、日を設けまして、何時から何時ということで予約を事前にとって、その相談をしていただくということになっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

参考までに、その生活改善がされた結果があるかどうか、あれば披露していただければと思いますけど。

○委員（金子恵委員）

藤崎課長。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

相談に来られる方が家計の見直しであるとか、多重債務であるとか、または事業が不振ということで相談に来られています。その結果、例えば年金の繰上げ請求を行ったとか、今はやりの過払い金の請求ですね。それからローンを一本化したとか、そういうことで家計の見直しが図られまして分納の増額ですね。それと逆にまた、もう本当に苦しいんだということが分かって執行停止まで行ったという、そういう結果が出ております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。全ページに渡って結構ですけど。ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで税務課、収納推進課の所管の審査を終わります。どうもお疲れさまでした。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 13時54分～14時11分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。引き続き30年度決算の審査を行います。ただいまより住民環境課の決算審査を行います。提案理由の説明を求めます。

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

それでは平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算につきまして、住民環境課所管分について事項別明細書の方から御説明をさせていただきます。まず歳入でございます。20、21ページをお開き願います。11款1項2目2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で当該年度の4名分の給与総額分を負担金として歳入しております。

続きまして24、25ページをお開き願います。一番上の方からですが12款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料までが、住民係分の証明書関係の歳入となっております。次に2項2目1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料につきましては、自治会、店舗、公民館、役場窓口等で販売を行っております、ごみ袋と粗大ごみ個別収集券の販売分の合計額の歳入となっております。し尿収集手数料につきましては調定件数450件、調定額709万5,600円に対しまして、収納件数が446件で収納額が707万5,620円となっております。一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては、一般廃棄物の収集運搬の許可に係る手数料の歳入分でございます。

2節滞納繰越分につきましては、し尿収集手数料の滞納繰越分でございます。調定件数が32件、調定額70万3,809円に対しまして、収納件数が10件、収納額が6万3,430円で収納率は9.01%でございます。3節犬登録手数料につきましては新規登録の手数料と狂犬病の予防注射済票交付手数料が主な手数料の歳入となっております。

26、27ページをお開き願います。13款2項1目2節総務管理費補助金では、個人番号カード交付事業費補助金320万4,000円、個人番号カード交付事務費補助金5万5,000円の歳入となっております。次に28、29ページをお開き願います。13款3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金は中長期在留者住居地届出等事務委託金として、外国人の登録に関する事務費用として18万4,000円を歳入しております。

次に30、31ページをお開き願います。中段から下の方になりますけれども14款2項3目2節清掃費補助金で、海岸漂着物の清掃事業に係る長崎県海洋漂着地域対策推進事業補助金として21万円を歳入しております。次に32、33ページをお開き願います。14款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金について、人口動態調査事務委託金として交付を受けております。次に、市町村権限移譲等交付金はパスポートに係る申請交付などの事務処理に係る交付金として歳入をしております。14款3項3目1節保健衛生費委託金で、墓地、火葬場、納骨堂等の新規変更廃止許可事務分について1,000円の歳入を受けております。また、その下の公害分でございますが、公害発生源等の監視及び苦情等に関する事務の市町村権限移譲交付金25万4,000円でございます。

続いて、34、35ページをお願いいたします。一番下段の方になりますが、15款1項2目1節利子及び配当金のうち、備考欄の下から2番目にあります収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入として10円の預金利息を歳入しております。

続きまして42、43ページをお願いいたします。19款5項1目1節雑入でございます。中ほどに資源売払収入がございます。自治会での拠点回収、公共施設の回収、それから常設倉庫等からの資源化物、全体で56万4,495キロ分の売払収入として609万1,520円を歳入しております。次に4行下の収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料として69万1,314円を歳入しております。そこから10段ほど下段になりますが、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は29年度の組合運営費の決算の精算による余剰金を歳入しております。次に44、45ページをお願いいたします。4行目の使用済小型電子機器等引渡し収入として9,401円を歳入いたしております。小型家電リサイクル法により、現在役場の1階のフロアに回収ボックスを設置しております。ここに携帯電話とかデジカメとか小型ゲーム機等々の回収をしております。これをリサイクル認定業者の方へ売却したものでございます。3行下のトイレットペーパー売払金は、長与町のふわあっちというオリジナルのトイレットペーパーがございまして、これは公共施設関係で啓発用として販売と使用をしておりますが、水道局と自治会の方に販売した分の歳入で700個分でございます。以上が歳入でございます。

次に歳出でございますが、74、75ページをお開きください。2款3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。2節給料から4節共済までが住民係職員の人件費でございます。7節賃金はパスポート事務のパート賃金でございます。11節需用費はプリンター、ふれあいカード等の消耗品、それから各種証明書用紙等々届出書の印刷製本費が主なものでございます。次に12節役務費の郵便料については、パスポート申請書類を県に送付するための郵送料、それから個人番号通知カード送達関係のための郵送料でございます。13、14節は戸籍、それから個人番号カードシステム関係の保守及び使用料関係の歳出でございます。18節の一般備品購入費では、個人番号カード申請時の写真撮影サービスを新たに行うためのデジタルカメラの購入経費でございます。19節負担金、補助及び交付金については、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会の負担金、それから個人番号カード交付事業費負担金でございます。この負担金については地方公共団体情報システム機構への支払いとなっております。この負担金に対して個人番号カード交付事業費補助金として320万4,000円を国の方から補助を受けております。

次に108、109ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費でございます。1節報酬については、公害、それから環境全般についての審議を行っていただいております環境審議会委員の報酬でございます。8節報償費でございます。環境交通騒音調査時の謝礼で、例年11月から12月に実施しております環境騒音調査12か所、それから交通騒音調査2か所の機器の設置に対する謝礼をお支払いしております。旅費、需用費につきましては経常的な経費でございます。13節委託料でございます。水質調査委託料については、大村湾、それから長与川の水質関係の調査委託分でございます。害虫駆除の委託料についてはニュータウン地区の町有地において大スズメバチの巣が発見され、巣の撤去とハチの駆除を行った経費でございます。ハチが土の中に巣を作っております40センチぐらいの直径がありました。どうしても危険性がありましたので、緊急性も伴って職員で対応するのはちょっと厳しいだろうということで、急遽、業者の方をお願いした経費でございます。次にコンポスト跡地調査等業務委託料として223万5,600円を支出しております。内容といたしましては29年3月に工事済みのガス抜き工事後の水質、それから各種ガスの濃度等々を調査する費用でございます。2年のモニタリングを計画しております、現在2年目を迎えている状況でございます。次に19節負担金、補助及び交付金でございます。大村湾をきれいにする会負担金については、県、それから大村湾沿岸の市町、賛助会員で構成されております会の運営負担金でございます。それから長崎県浄化槽普及促進協議会会費及び負担金については、県内の21市町が構成する協議会の会費それから負担金でございます。その下の大村湾浮遊ゴミ処理負担金については「大村湾をきれいにする会」の浮遊ゴミ除去対策事業に対する負担金でございます。次に長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。これは長崎市の火葬場にお亡くなりになった町民の方の火葬について、お願いしている経費按分相当分です。758万9,322円が町の負担金となっております。次に保健環境連合

会補助金でございますが、これは連合会の活動に対する補償金でございます。それから、西彼食品衛生協会指導員活動費負担金でございます。これは衛生協会が地域の食品衛生の向上を図るため、西彼保健所と協会の共同による食中毒予防等の食品検査とか、各種啓発パレードなど、活動を行う協会への運営活動に対する負担金でございます。次の猫の不妊・去勢事業補助金は、野良猫の手術12頭分の補助分でございます。

続きまして6目狂犬病予防費でございます。この費用につきましては、狂犬病の予防、犬の登録及び保護等に関する経費でございます。

次に110、111ページをお願いいたします。7目省エネルギー対策費については、研修旅費、講習会負担金の経費でございます。続いて2項清掃費1目清掃総務費でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費までについてが職員分の経費でございます。8節報償費の資源ごみ回収報奨金でございますが、これは子供会、それから自治会が独自に回収活動を行っている紙とか、金属、瓶の回収ボランティアに対しての報奨金としてお支払いをしている分でございます。交付団体については、子供会関係が10、それから自治会関係が2団体でございます。次に環境サポーター謝礼については、各種イベント、それから環境活動や分別説明会などの活動をしていただいている方への謝礼でございます。旅費、需用費につきましては経費でございます。12節役務費は違反ごみ回収分の廃家電リサイクル料金でございます。これは粗大ごみの回収時が中心になりますが、どうしても違反ごみ、家電4品目、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、こういうのが夜中とかに違法に持ち込みになられる方がいて、この分は処分ができませんので、年間を通じてまとめてリサイクル法に則って適正な処分をするための経費の支出分でございます。13節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸一斉清掃のごみの収集運搬処理の委託料でございます。それから、きれいなまちづくり事業委託料でございます。これはシルバー人材センターからの派遣により、ローテーションにより、平日、土日祭日について概ね4名体制で町内の道路、河川等のパトロール、清掃、ごみステーションの修理取替、それから分別収集に関する業務、それから指定ごみ袋の配布、犬猫等の死体の回収等、全般の環境保全の業務を行っていただいている分でございます。それから精霊船集積所交通誘導警備委託料でございますが、精霊流し時の会場付近の警備の委託分でございます。14節使用料及び賃借料につきましては有料道路通行料及び町民一斉清掃、それから大村湾沿岸一斉清掃時の自動車、船舶等の借上料でございます。内容としては、町民一斉清掃時は、業者に回収のトラックといたしますか、積み込みをする車を借用しております。それから自治会内での回収、それから運搬に関して全自治会で158台借用いたしております。草刈機ですね。草をいろいろ公園とか刈ってもらう場合に自治会内で30年度が500台お借りをしている。その借上料としてお支払いをしているものが主なものでございます。

次に112、113ページをお願いいたします。2目ごみ処理費でございますが、1節報酬、4節共済費については、ごみの収集員3名分の共済費等々でございます。8節

報償費、9節旅費につきましては経常的な経費でございます。次に11節需用費でございます。消耗品費の中の主なものといたしまして、ごみ袋の購入費がございます。社会福祉協議会を通じて、ほほえみの家の方で作成をしていただいております。30年度が大中小合計で303万3,000枚を購入しております。総額で2,877万7,032円を支出いたしております。それから、長与のオリジナルトイレットペーパーふわあっちを5,200個購入し165万8,800円をお支払いしております。印刷製本費の主なものは、し尿分の納付書作成、それから各種啓発看板、それから違反シールが主なものでございます。燃料費については、役場直営の収集車両ダンプが1台おありまして、この燃料費でございます。修繕費は、この収集車両の修繕費でございます。次に12節役務費でございますが、これにつきましても、ごみ収集車両の自賠責、車検、損害共済保険等の分でございます。次に13節委託料でございます。ごみ収集委託料については、可燃ごみの収集、それから瓶収集、ごみ収集作業補助としてのシルバー人材センター分と、燃えるごみ、燃えないごみ、ガラス瓶の収集運搬の委託料でございます。次に、ごみ収集手数料徴収業務委託料でございます。これはごみ袋の販売についての委託料でございます。店舗が47店舗、自治会が7自治会分の委託経費となっております。次に19節の負担金、補助及び交付金でございます。生ごみ処理機の設置補助金でございます。23台分の歳出となっております。次に資源分別収集助成金でございます。これは拠点回収と町内6か所に常設の回収施設がございます。ここでの、紙、それから缶、瓶等の売却収入から、経費を差引いた分を各自治会にお支払いしている分でございます。次の長与・時津環境施設組合負担金につきましては、組合の運営費等の長与町分の負担金で3億7,008万円を歳出しております。次に3目のし尿処理の主なものについて御説明します。13節の委託料でございます。し尿収集委託料につきましては、し尿の汲み取り、運搬、それから搬入までの委託費用でございます。し尿処理委託料につきましては、浄化センター内のし尿投入施設に投入されたし尿について、現在、下水道と統一的な処理をしており、応分の委託料として歳出をいたしております。なお30年度から大きく増額をいたしております。内容については後程御説明をさせていただきます。それから、し尿投入施設運搬管理業務委託料につきましては、投入施設の運転管理の委託分でございます。次に114、115ページをお願いいたします。14節の使用料賃借料ですが、し尿収集にかかる料金システムのリース料でございます。

189、190ページをお開き願います。財産に関する調書の190ページの(ヲ)になりますが、収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民係の所管分でございます。現金、それから収入印紙等の残高、年度中残高、年度末残高を掲載させていただいております。

最後に、長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書については、23ページから30ページまでが所管分の報告をさせていただいております。以上が住民環境課所管分の御説明となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。それでは、ページを追って行いたいと思います。まずは歳入の20、21ページですね。1款1項2目衛生費負担金の清掃費負担金ですね。次に、24、25ページについては、1目手数料の1節、2節、3節、4節。2目1節清掃手数料、ごみ収集手数料、し尿収集手数料等々ですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

し尿収集手数料の707万5,620円ですが、基本的にこの料金というのはどうなんでしょうか。近傍の長崎市とか、時津町とかと比べたときに、実際、このし尿を持っておられる世帯の方が負担するこの料金については、長与町が高いとか安いとか、大体同じぐらいだとか、そこら辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

他市町の資料が手元にございませんで、はっきりとお答えはできないんですが、現在、し尿収集に関しましては、対象世帯がものすごく減っております。そういった中で、いろんな人件費等々の費用の高騰もありまして、かなり高額になっているとも思われます。特に小規模自治体については、各世帯当たりの単価が高くなるかと思われまので、時津と直接的には比較をしたことはないんですが、長与の方が若干高いのではないかと考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。26、27ページでは13款2項1目総務費国庫補助金1節個人番号カード交付事業補助金、個人番号カード事務費補助金が住民環境課所管です。28、29ページでは13款3項1目1節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金が住民環境課となっております。戻っても構いません。質疑がある方はどうぞ。続きまして30、31ページでは、3目衛生費県補助金2節清掃費補助金の中の長崎県海岸漂流物等々の補助金が出ております。次ありませんか。32、33ページでは14款3項1目3節の戸籍住民基本台帳費委託金、人口動態調査委託金、市町村権限移譲交付金、そのずっと下の3目衛生費委託金1節保健費衛生費委託金の市町村権限交付金の墓地と公害、これが住民環境課となっております。次は34、35、15款1項2目利子及び配当金で収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入ですね。戻っても構いません。あと歳入では、次は42、43ページの資源売払収入ですね。609万1,520円と収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料ですね。69万1,314円、あと次のページいきますと、トイレトペーパーの売払収入、その上の使用済小型電子機器等引渡し収入という形になってます。質疑ありませんか。43ページの過年度長与・時津環境施設組合の運営負担金精算金が3,600万。これが住民環境課の収入として上がっております。質疑ありませんか。戻っても構いませんけども、歳出のとこ

ろに行きます。74、75ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費19節の負担金、補助及び交付金までが住民環境課となっております。質疑はありませんか。108、109ページ、ここも5目環境衛生費が住民環境課ですね。6目、7目と4款2項1目、2目、3目ですね。3目の上までですね。住民環境課となっております。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

109ページの環境衛生費の19節の猫の不妊去勢事業補助金なんですけれども、これ元々は20頭分予算があると思うんですけど、12頭分ということなんですけど、これは確か募集というか、申請の受け付けをして結構すぐに20頭分埋まったようなことを聞いたかと思うんですけども、12頭分になったのはどうしてなのでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

30年度分については12頭の申請がございましたので、12頭分の決算額になっております。今年度につきましては周知が行き届いたのかどうか分からないんですけども、現在、ほぼほぼ20頭分になるような申し込みがあっている状況です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これは申し込んだあとに、もちろん捕獲して手術になると思うんですけども、そのとき結局、捕獲できなくてキャンセルといったことになることはあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

ほとんどの場合が捕獲されてる状況です。で、一応猫の種類とか、雄雌の種類とか、そういった特徴とかも確認をさせていただいて、申請を受け付けてから手術の段取りということになりますので、申請のときに捕獲ができないっていうのは、ほとんどないかと思えます。あるケースとしては、捕獲っていいですか、手術をさせようとして準備をしていて逃げたとか、そういうケースが想定されるのではないかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと前に戻って75ページの委託料関係、戸籍総合システム保守料とか、その下の戸籍統合システム使用料と、一般的な戸籍関係ではないかと思うんですけど、情報セキュリティ関係で、何かそういう費用というのはどこかに網羅されているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

情報セキュリティに対しても、保守料、使用料の中で委託をしている形になります。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

次に109ページ、長崎市営火葬場の維持管理負担金ということで、これは亡くなった方の数分ですか。長与町内で亡くなった方の負担金ということで考えていいですか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

費用については長崎市、それから時津町と協議をいたしまして、以前から決めてあるんですけども、前々年度、ですから28年度実績の火葬場の総経費に対しての長与町の火葬数、長崎市の火葬数、焼いた数ですよね。そういったものを按分して2年後にお支払いをしていくと、毎年このルールの中でずっと経費を払っております。ですから当然その火葬場の改修費等もあって、この年度が非常に高くなるとかという場合もあります。あとは12歳以上の火葬費についても幾らとか、12歳以下、それから死産の場合は幾らとかいうふうな細かな規定が決まっております、それを数字を入れていって按分した経費をそれぞれの町市が負担するというふうな仕組みになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

按分ということは、長与町で亡くなった方の負担金ということで考えてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

説明不足でございましたが、町民の負担につきましては、それぞれがご負担する金額が決まっております。これは火葬場の方に納めていただく経費です。この分を差し引いた分が町が負担する金額になります。ですから、例えば全体経費が仮に1億円だったとして、その分からご本人が負担をした分を引いて、残りの分を火葬をした数で割っていく。算定表につきましては、後程お渡ししたほうが分かりやすいかと思っております。ちょっと説明不足で御理解がなかなか難しいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。亡くなった人ではなくて、そのほかの維持管理費ということですね。その按分というのが、長与町とか、長崎市、人口それぞれあるんですけども、人口比みたいな、そういう。あとでちょっとそれをもらって確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

109ページのコンポスト跡地調査等業務委託料についてお伺いいたします。この主要な施策の報告書にも書かれているようでございますけども、まず、このモニタリングの業務委託先はどこになるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

業者の方は、公益社団法人長崎県食品衛生協会でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

これが今年の実績で223万6,000円ということで、モニタリングの内容も書かれておるようでございますが、毎年しないといけないものなのか。結構な金なんで、ここまでのものをして、何か県辺りに報告を求められておられるのかどうかですね。今思い出したのが、ガスでも、こう出てるのであれば、とりあえず出る間はもう簡易なモニタリングで、いよいよ無くなるぐらいのときに、きちんとした力を入れてやればどうかとか、いろんなやり方もあるのかなと思ったものですから、ちょっとお聞きをします。

○委員長（河野龍二委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

モニタリングにつきましては、最終処分場の廃止基準に基づいて終了後2年間は実際にしなくちゃいけないものを、当時はまだ廃棄物処理法が埋め立て処分場について法律ができておりませんでした。それで、その場所がメタンガスが出ていると近年になって分かりましたんで、その場所を最終処分場として管理をする上では、廃棄物処理法に準じて2年間はモニタリングを行うと、それによって排ガス、メタンガスの濃度が下がっていく、または出なくなるというのを確認してくださいというふうになっております。2年間で量が減らなかった場合には、その後もずっと経過を確認する必要が出てくるということです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体分かったんですけども、2年間と言うなら、もう1年目はされてるんですよ。30年度が2年目ですよ。答弁でもあってましたね、まだ出てるんだということで。しばらくまだ出るのかなという思いもあるんですが、その間もやっぱり200万ぐらい掛けてやらにゃいけんことなんでしょうか。出ている確認ができれば、しばらく出させて、出るか出らんかの境目ぐらいで、しっかりやって報告をすればいいのかですね。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

こちらの工事を29年度にやったんですけども、ここの処分については、当初長崎市のコンポスト工場跡地ということで、その後、長与町で盛り土をしたりとか、いろんな経過があったものですから、県と相当協議をしてどういうふうな取り扱いをすればいいのかという中で、今の法律に則って、まず、ここの土地が安全な土地なのか、こういうふうな調査を法律に則ってやってください。これを最低2年やってくださいということが条件で今、調査を継続しております。この項目で言えば、いろんなガスとか、水とか、それからその土地の上の方の地下水とか、下流の方の地下水とか、いくつかの調査項目が指定されておまして、年今4回やっておりますが結構高額な経費になっております。今年度調査をした結果を県の方と協議をいたしまして、現在、メタンガスの濃度だけがちょっと高いと、ほかの水質とか、ほかのガスの濃度等々についてはもう全く問題がないと。今争点がメタンガスの濃度というところだけになっておりますので、2年間終了後については、ある程度まで落ちないのであれば、メタンだけの濃度を測定して行って、経過を見て、それがあと2年掛かるのか、1年掛かるのか、そういった中で落ちた段階で再度全体的な検査をして、県の方と協議をして、廃止状態に手続上していきたいというふうな計画を持っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の件は大体分かりました。先程のし尿処理費について、ちょっとお伺いしますけども、私、去年も多分お聞きをしとるんですが、5,000万ぐらい掛けて、700万ぐらいの収入しかないということで、基本はもう少し使用料で納めていただく分を上げられないのかなというのが、ずっとこうあるんですが、そういうことで、歳入のところでは長与町の使用料が周辺と比べて高いのか安いのかというお聞きをしたんですけども。し尿処理の戸数というのは動きがあるんですかね。例えば、下水道に改善されていってるとか、例えば、前年と今年、前々年度と今年、30年度とかの比較でも結構ですので、減っているのか、増えはしないでしょうけど、減ってるのかどうかですね。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

29年度が186世帯。30年度が180世帯、これが固定的な住宅の戸数でございます。これに家を建設する場合、仮設トイレというのがありますので、実際は仮設トイレが何百も年間に動く計算になりますんで、固定的なし尿の世帯というこの数字となります。これは、ここ5年ぐらいでかなり減っております。純粹なし尿汲み取りの世帯というのが、多分30から50ぐらいは減ってると思います。その分言われるように、経費が結構掛かってるっていうので、非常に効率が悪い事業であることは確かです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

結構減ってるということは、多分、下水道の普及が進んでるのかなと。私にはそういうふう思うんですけども、浄化槽とかは、設置なしとかで実績が書いてあるようですのでですね。し尿収集委託料というのは幾らか戸数は減ってるんでしょうけど、こちら辺はあまりもう変わらないわけですかね。

○委員長（河野龍二委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

し尿収集委託料につきましては、通常委託業者が車2台で2人ずつ乗って収集をしております。その分の人件費と車代、その他もろもろの経費を1年間収集日数を掛けまして委託料は支払っておりますので、件数が減ったからといって、1.5にするっていうのがなかなか難しい状態でございます。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だいたい事情は分かっておるつもりで質問をさせていただいているんですが、下水道の処理区域で本管が布設されて、法的には繋がなければならないようになっているのに、なかなか繋がらない人がおられますよね。それで汲み取りのまま残しているとか。これは料金はやっぱり一律ですよ。差をつけるとかというのは。何故かと言うと、そういう整備ができた所で繋がらない人たちは、ある程度高めにとって、下水道の普及促進を目指すとかですね。そうすれば結構繋がれるのではないかなと思ってるもんですから。そういうことができないか、ちょっと研究をしてみてください。よろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

私どもも、そういう特に区域内の方については、こういうことですので、是非下水道

への切り替えをというふうなお話は幾度となくさせていただいてるんですけども、どうしても経費の面であるとか、急に多額の費用を準備できないとか、いろんな御事情があらわれて、なかなか難しい面もありますが、いろいろとまた今後検討させていただいて、どうにか普及を高めていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

109ページの狂犬病予防費なんですけれども、私は犬は飼ってないので、ちょっと詳しくないんですが、狂犬病予防注射というのは、飼い犬に関しては法律で決まってて、打たないといけないものじゃないかと思うんですが、この施策の説明書では接種率が毎年80%前後というのは、これはどういうことなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

狂犬病予防法では、犬の飼い主は、飼っている犬につきましては1年に1回予防接種を受けなければならないと定められております。但し、最近では高齢の犬とかがおりまして、注射を打つことによって体調が悪くなったりとか、全国では死亡した例もあつたりとかしてですね。そういう犬については猶予という形で注射を免除してる場合がございます。但し、集団予防接種の期間のときには、そういうふうな状態の場合の犬については、動物病院の方で、もう一度、診断をしていただいてから、注射ができるかできないかは判断をしてくださいということで、獣医師からは説明をされてるんですが、なかなか1度猶予と聞いてしまうと、もう受けなくてもいいというふうに思われてる方もいらっしゃるんで、また、受けてらっしゃらない御家庭には、新たな通知をしたりとかしてですね。受けてくださいということをお願いはしているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

109ページの環境衛生費の中の委託料で水質調査委託料、大村湾とか長与川の水質を調べていただいているということなんですけど、これの報告というか状況というか、そういうのは何かどこかに出てるんでしょうか。水質調査をした結果というのは。

○委員長（河野龍二委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

調査報告書は、水道局と大村湾漁協にはお渡しをしておりますが、一般の方につつま

しては、目につくところに置いておりません。それで年に1回、長与町で委嘱しております環境審議会というのがございまして、その委員には大村湾、長与川等の水質検査の結果については報告をしているところでございます。追加で、夏前の5月の末に行います長与町にあります遊泳場、二島と潮井崎公園と堂崎、この3か所につきましては、広報等で水質については、御報告を差し上げているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○3番（西田健議員）

その結果というのは問題無いということで認識してよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

海の水質につきましては、問題が無いというわけではございませんが、有害物質的なものというのは検出されておられません。但し、やはり大村湾は閉鎖性海域でございまして、どうしても溶存酸素、その酸素量が少なかったりとかして、そういうのが少し基準よりも低い所があったりするというような結果が出たりしております。川の方につきましては、下水道などもかなり進んでいるんですが、やはり山からの動物に由来するものだろうと思うんですが、大腸菌とかが高くなっている状態が見受けられることがございます。ほかの分についてはほぼ基準値以下になっているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

主要な施策の成果の報告書の24ページ。資源分別の収集助成金というところでお尋ねしますが、全体的な金額が年々減っているというのが、単価の上限があって、その変動があるというふうなことは答弁の中でよく聞くんですけれども、ただ全体的にも量的に収集量というのは減ってるんじゃないかなと思うんですね。よく以前も同僚議員が一般質問の中でも、この資源化物回収の仕組みというのを、今後、高齢化社会になりつつある今、考えていくべき時期も来てるんじゃないかというところで、一応、町長もちょっと前向きな感じで考えていくというふうな答弁をされたかと思うんですよ。継続はしていくけれども、ほかに何か良いやり方があればということで。確かに、資源化物回収場所まで、各自治会で大体2か所、うちの場合は2か所ですけれども、それを中心に考えると、やっぱり100メートルと言わない距離があって、高齢者の方はもう運転もされない方も多いか、そういうふうないろんな条件を考えると今後どうなんだろうなど。やっぱりそういう意見は多々出るんですね、自治会内でも。そういうのをやっぱり実際に協議されたのか。昨年の決算のときも予算のときも、その意見は委員からも出てるん

ですけれども、よく言われる検討研究というのはされたのかお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

回収量全体、ここ近年では全体としてはあまり変わりはないんですが、紙類の量が減少をしております。これはもう言われるとおり拠点回収場所まで重い、遠いということで、どうしても年配の方などは、雑誌とかひもでくくって持っていくというのはなかなか大変、指に食い込んだりとかきつい部分も苦労されてるというのものもあるかと思えます。それとあと民間業者が個別で紙など回収をしていただけると。そういうふうな側面もあって紙類が減っているというところであります。先程言われたように単価はここ5年ぐらい前とすると紙の量が半値以下とかになっていますので、この辺で自治会にお返しする金が大幅に減っているという原因となっております。今後については、私も答弁を少しさせていただいたんですけども、今、課内、それから保健環境連合会の方でもちょっとお話をさせていただいたり、町長の方とも随分私もお話をさせていただいております。いつかはステーション回収の方に持っていかないといけないんじゃないのか。その利便性も含めて、回収量も含めて。そうすると拠点回収の自治会への報償金の方が少し問題が出てくると、そういったものを何らか別の自治会活動補助とかいうふうな形で御支援をする形とかを採ったりとか。どうしても自治会で、うちはコミュニケーションの場としてとかで自治会費用を捻出したいので拠点回収をやりたいというところについては、集団回収的なもので自主的にやっていただくということで、それはそれで推進されていいのかなと。そういうのを両方がうまくできないのかなと。どっちもメリット、デメリットあると思うんですけども、こういうのをちょっと近い将来、何年か後には進めていきたいなと。今、収集をされてる業者ともいろいろこの点については協議をさせていただいてます。では実際した場合に、車が何台要るのか。週に1回の場合と、月に2回収をした場合、人手とそれから車はどういうふうなものが必要になってくるか。その人と車でローテーションをしながら、ほかのごみの収集とかも考えながらしていかないといけないというので、急にポンとはできないということなので、何年か後にそういうふうな体制をとれますかということで、今確認等々してるところです。実際に始めても回収ができなければ、かえって住民の方に御迷惑を掛けるところもありますので、何とか私としては、併用制度をやっていければなど。そういうのを経て、完全にステーション回収に持っていくというふうな方法が採れないかと。今、いろいろと検討中でございます。ですから、そういうふうには私としては進めていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

今理事も申しましたけれども、そういうふうな方向性で考えていくということですので

けれども、やはりそこには先程申しましたように請負っていただく方の物理的な関係、それから、今度は町の方でいくと委託料というか、財政面がございます。当然、必要たる財源が考えていかないといけないことになりますので、ちょっと早急にはいけないというふうに思っております。そして、高齢者のごみ出し支援というのも今現在取り組んでおります。そちらの方も多分段々増えてくるんだろうなというふうに思っておりますので、将来的な方向性というのは今お話ししたところですけども、早急にはっていうようなところですね。御理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

1つは、113ページの需用費の消耗品費のところ、ごみ袋を購入してますよね。ほほえみの家に委託してですね。ある住民の方から頻繁に聞くんですけど、ごみ袋の材料がビニールからポリエチレンに変わったですよね。ごみ袋が強度が非常に弱くなったということで、元に戻してもらえないかというふうな声を聞いているんですけども、そういう声は実際に無いものなのかですね。それと、これは予算的な問題があるのかもしれませんが、戻す考えがないかですね。そこをお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

今ちょっと確認をしていますが、ビニールの方からポリエチレンに変えたっていう情報と言いますか、経緯がちょっと確認が取れていません。多分材質はずっと同じじゃないかなと。ここ10年、15年、20年ぐらいは。破れやすいとか、ちょっとした鋭利な部分があるとパンッと裂けるみたいなお声はよく住民の方からいただいております。ここについても、作製をしておりますほほえみの方等にも、どうにかならないのかなとか、どういうルートで仕入れをされているのかとかいうふうなお話もしたことはあるんですが、なかなか変えられない部分があるのかなと。厚みをもう少し、ちょっとでも厚くするとなると、また元々からの経費も変わってくるという部分もあるんで、ここについては、もう一度、再度福祉協議会を通しまして、私どももまた出向いて、確認を取ってみて、変えた場合とか、根本的にその材質をビニールにした場合とか、そういったものも協議を是非させていただいて、検討させていただきたいと考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう1点。先程、同僚議員が触れた狂犬病の、私も実績報告書見てびっくりして、先程の答弁で一定理解はするところなんですけど、例えば老犬が何頭だから猶予が何頭あって、実質何%だということまでちょっと確認しないと、非常に危険ではないかなと思うんですよね。実際受けてない、もう老犬じゃなくても受けてない数字が出てきまうと、非常に不安でたまらないと思うので、そこまで実際確認できているんですかね。猶予件数が何件だから、実質本当に必要な頭数は、もう100%接種をしているというふうなところまで出てるものなのかですね。ちょっとそこまでお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

診断書等を持参されて猶予を申し出をされる方も実際おられますが、ほとんどの場合は話づてとか、一旦、接種時にどうすればいいですかという問い合わせに対して、御高齢であればいいじゃないですかというふうなのを聞いて、そのまま継続をされてるということで、猶予の件数等ははっきりと把握をしておりません。それと年齢的なものも含めて、こちらの方も予防接種未接種の登録をされてる方には、登録をお願いしますという通知は差し上げてますが、これももうあくまでも差し上げるだけで、積極的に、どうしても予防接種を受けてくださいというふうな強い啓発といいますか、そういうのが、現在行っていない状況でございます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

111ページの清掃総務費13節委託料で、きれいなまちづくり事業委託料というのは、1,300万強ありますけれども、さっき説明でシルバー人材センターに委託していて、事業の内容というのも施策の説明書にある程度あるんですけど、最初の説明のときに人数とか稼働日をおっしゃってたと思うんですが、もう1回お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

こちらシルバー人材センターの方をお願いをしているんですが、登録人員については、全部で16名いらっしゃいます。うちの方に派遣をしていただいている人数です。この中で、ローテーションで平日それから土日祭日、大体概ね4名体制で先程言った業務を行っていただいております。その日その日の大きなイベント等があった場合には6名の

場合であったりとか、その辺はその日その日の業務に応じて人数配分をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、人は変わっていますが人数的には4人が毎日こういう活動されているということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

ほぼ1年中、この体制で、ローテーションで行っていただいているという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ここに書いてある事業実績を見ると、ごみステーションの修理とか動物の死体撤去とか、ケースとしてはかなりそんなに頻繁にはないようなケースもかなり含まれてるかなと思われて、あと河川、道路の清掃活動というのも、そんなに毎日、必要なものかって、ちょっと個人的には思うんですが、単発でこういう清掃とか、その他の活動というのは必要になったときをお願いした方が、この年間1,300万というのは、ちょっと多いような気がして、そういう単発とかで必要なときに頼んだ方が、結構、この費用というのは圧縮できるんじゃないかと思うんですが。どうなんでしょう。ちょっとその辺の見解というのを、この金額とかっていうのは妥当なのか、ちょっと見解をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

先程理事が動物の捕獲とか、ごみステーションの処理とか、それから道路の清掃とかお答えいたしましたけども、町内に6か所常設の資源化物の倉庫がございますが、そういう所の回収というのも常に行っておりまして、そこにはやはり分別が悪いものとかがございます。そういうものを回収して、またきれいな状態にしてから各施設に運んだり、それから契約業者の方に持ち込んだりとかも行っております。それ以外にも、ごみ袋の各店舗、47ぐらいの契約店舗がございますが、そういう所への配達というのも毎週行っております。それ以外にも、いろんなごみステーションに違反ごみがあったりとかするものの回収も、自治会からお願いされたときには、回収をしていただいております。通常私たちがシルバーに電話でお願いしているわけですが、常に動いてらっしゃる状態になっているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで住民環境課の質疑を終わります。お疲れさまでした。

15時50分まで休憩いたします。

(休憩 15時38分～15時49分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。引き続き平成30年度決算認定についての審査を行います。ただいまから福祉課の所管について審査を行います。

提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

それでは平成30年度長与町一般会計決算書の福祉課所管分につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。まず、課の歳入済合計額は5億567万2,397円、歳出済合計額は職員の人件費を除きまして、8億3,492万488円でございます。それでは歳入歳出ともに主なものについて御説明をさせていただきます。

まずは歳入のほうから説明させていただきます。20、21ページをお開き願います。11款1項1目3節老人福祉費負担金のうち老人福祉施設入所者費用徴収金と高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管でございます。これはどちらも入所者からの入所費用収入でございます。収入未済額が102万3,116円ございますが、こちらは高齢者虐待に関する案件がございまして、その際、保護措置を行った方2名分の入所費用について未納が発生しているため、収入未済額として計上してあります。

続きまして12款1項2目1節社会福祉使用料は老人福祉センター丸田荘の入浴施設利用料収入で前年度比約58%の103万1,600円の増額となっております。

続きまして24、25ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金の2段目、障害者自立支援給付費負担金のうち2億8,097万2,605円、それと、その下の障害者自立支援給付費負担金、過年度精算分こちら全額ですが、こちらが福祉課所管となっております。こちらはいずれも費用必要経費の2分の1を国が負担するものでございます。なお、過年度精算分につきましては29年度実績に伴う精算分の受け入れ分でございます。続きまして26、27ページをお開き願います。2項2目1節社会福祉費補助金は全てが福祉課所管でございます。3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち291万9,000円が福祉課所管でございます。

続きまして28、29ページをお開き願います。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2段目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億4,048万6,302円、それと2つ下に行きまして障害者自立支援給付費負担金（過年度精算分）こちら全額が福祉課所管でございます。こちらはいずれも4分の1の県費補助金となっております。続きまして30、31ページをお願いします。2項2目1節社会福祉費補助金でございますが、こちらは上から3つが福祉課所管でございます。そして、同じく3節老人福祉費補助金

の在宅福祉事業費補助金、こちらも福祉課所管で、こちらは老人クラブ運営の補助金で基準額の3分の2の補助となっております。続きまして32、33ページをお願いします。こちらは3項2目1節社会福祉費委託金、こちらは全て福祉課所管でございます。

続きまして34、35ページをお願いします。15款1項2目1節利子及び配当金につきましても、上から4段目の地域福祉ボランティア基金運用収入の全額が福祉課所管でございます。次に36、37ページをお願いします。16款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち9万2,992円が福祉課所管でございます。こちらは3件分の寄附金となっております。続きまして下の7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち福祉課所管分につきましてもは1,120万6,000円でございます。前年度比473万5,000円の増額となっております。

続きまして40、41ページをお開き願います。19款3項1目1節貸付金元利収入につきましても、上から2段目の災害援護資金貸付金元利回収金（滞納繰越分）こちらが福祉課所管でございます。こちらは平成3年にありました台風被害に係る貸付金の滞納繰越分の収入でございます。今回提出資料としまして収納状況を別途提出させていただいております。次に42、43ページをお開き願います。5項1目1節雑入でございますが、まず上から7段目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円が福祉課所管でございます。こちらは丸田荘に設置をしております1台分の自動販売機の収入でございます。続きまして2つ下に行きまして各種施設電話使用料。このうち890円が福祉課所管で、こちらも丸田荘に設置してあります電話の使用料でございます。次に7つ下に行きまして、高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金。こちらは全額福祉課所管で件数が5件分となっております。続きまして6つ下に行きまして丸田荘利用料でございます。こちらは1階部分を社会福祉協議会のデイサービスの方で利用しておりますので、こちらの使用料と光熱水費分に係る分を社協からいただいておりますけれども、その分の収入がこのうち421万9,552円。そして残り2万3,160円ありますけど、こちらは丸田荘での石鹸販売、ドライヤー使用料などに係る収入でございます。その下の行旅病人死亡人取扱費戻入金、こちらも福祉課所管でございます。こちらは相続人のいない一人暮らし高齢者の死亡に伴いまして、その葬祭料を町が負担をしていた分の戻入金、死亡された方の所持金の中からの戻し入れ金ということになります。そこから5つ下に行きまして、後期高齢者医療制度特別対策補助金。このうち47万7,900円が福祉課所管で、こちらは後期高齢者医療の健康増進事業の補助としまして健康づくり助成事業に係る補助金でございます。次のページに移りまして、下から2段目の緊急通報システム事業利用者負担金。こちらは全額福祉課所管で30年度から新たに導入しました緊急通報システムの利用者負担分でございます。そして、一番下になりますけれども、高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金。こちらにつきましても、医療保険と外来受診に係る年間合算額について一定額を超えたものに対する返還金1件分でございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。80、81ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費でございます。1節報酬につきましては上から3つが福祉課所管で、このうち民生委員児童委員推薦会委員報酬につきましては、欠員となった1地区から民生児童委員の推薦があったことから推薦会を開催したものでございます。2節給料から次のページに移りまして、4節共済費までにつきましては住民福祉部長以下職員の人件費でございます。8節の報償費につきましては全額、そして9節旅費につきましては、普通旅費のうち15万8,110円、そして費用弁償のうち2万円が福祉課所管でございます。11節需用費につきましては、消耗品費のうち3万4,558円、食料費につきましては全額が福祉課所管でございます。13節委託料でございますが、一番上の地域福祉等推進特別支援事業委託料、それと下2つの生活困窮者就労準備支援事業等委託料及び避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料、こちらが福祉課所管でございます。14節使用料及び賃借料につきましては全てが福祉課所管。そして19節負担金、補助及び交付金につきましては、下から3段目の長与町福祉団体育成補助金。こちらのうち41万2,000円が福祉課所管で、それ以外のものは全額全てが福祉課所管でございます。このうち6段目の長与町社会福祉協議会運営補助金。こちらの内訳でございますが、法人本部の職員や非常勤職員12名分の人件費で5,620万円。そして役場関係が利用した福祉バスに係る費用分、こちらが112万4,110円となっております。続きまして20節扶助費でございますが、次のページに移りまして、下から2段目の小り災見舞金。こちらが福祉課所管でございます。こちらは火災による1件分の支出でございます。次に25節積立金、こちらにつきましては全額福祉課所管で寄附金の充当残を基金へ積み立てたものでございます。

続きまして2目障害者福祉費でございます。1節報酬につきましては一番上のひばり学級療育指導員報酬、これ以外の4つが福祉課所管でございます。7節賃金は全額、8節報償費につきましては、下の自立支援協議会研修会時講師謝礼が福祉課所管でございます。9節旅費につきましては、普通旅費のうち20万650円、費用弁償のうち13万9,685円、そして11節需用費につきましては、消耗品費のうち7万7,756円、食糧費のうち3万1,100円、そして印刷製本費のうち14万2,074円が福祉課所管でございます。12節役務費につきましては、上4つ、これが福祉課所管でございます。13節委託料につきましては、このページに載ってますものが全て、それと次のページに移りまして下2つ分になりますが障害者福祉システム保守委託料、それと障害者相談員業務委託料が福祉課所管でございます。14節使用料及び賃借料、こちらは有料道路等使用料、そして19節負担金、補助及び交付金につきましては全てが福祉課所管でございます。20節扶助費でございますが、一番上の障害者福祉タクシー助成金、こちらから5つ下りまして自立支援医療費まで。これが福祉課所管。そして1つ飛ばしまして、日常生活用具費から3つ下に行きまして日中一時支援事業費、これまでが福祉課所管。そして、3つ飛びまして身障者医療費、それと難病者医療費これが福祉課所管で

ございます。前年度と比較をしますと、まず3段目の自立支援給付費でございますが、こちらが就労系のサービスの利用件数の増加によりまして前年度比3,872万9,914円の増額、そして、3つ下に行きまして自立支援医療費につきましては、前年度比1,188万9,922円の増額となっております。自立支援医療につきましては、生活保護受給者に対する給付があったことから増額ということになっております。そして、5つ下に行きまして日中一時支援事業費、こちらにつきましてもサービス利用件数の増加によりまして、前年度比233万8,652円の増加となっております。続きまして、23節償還金、利子及び割引料は、一番下の過年度障害者総合支援事業費国庫返還金が福祉課所管でございます。これは29年度実績による返還金でございます。

続きまして88、89ページをお開き願います。4目原爆被爆者対策費でございますが、こちらは全てが福祉課所管でございます。なお、原爆被爆者対策及び原爆被爆者健康生活相談事業に係るもので、ほぼ例年どおりの支出となっておりますが、このうち23節償還金、利子及び割引料につきましては29年度の実績に伴います返還金となっております。続きまして、90、91ページをお願いします。6目臨時福祉給付金給付事業費、こちらは全てが福祉課所管でございます。29年度まで実施をしておりました臨時福祉給付金事業の実績に伴う事務費に係る返還金、それと給付金に当たる部分の事業費に係る返還金でございます。次に7目プレミアム付商品券事業費、こちらにつきましては、国からの30年度補助金充当に係る分につきまして予算計上しておりましたが、こちらは31年へ全額繰り越しをしております。

続きまして98、99ページをお開き願います。3項1目老人福祉総務費は全てが福祉課所管でございます。このうち8節報償費につきましては30年度から事業見直しを実施しておりまして、長寿者敬老記念品につきましては100歳を迎えられた8名の方に対しましてお渡しした記念品代となっております。その下の長寿者敬老祝金につきましては77歳の方に5,000円、88歳の方に2万円、100歳到達者の方に8万円の祝金をお渡しをしておりますが、内訳としましては77歳の方が393人、88歳の方が172人、100歳の方が8人となっております。続きまして11節需用費につきましては、ほとんどが丸田荘に係るものでございますが、このうち燃料費につきましては重油代の高騰によりまして、対前年度比約59%の増、金額にしまして161万2,008円の増額となっております。13節委託料につきましては、前年度と大きく差はございませんが、次のページに移りまして、一番下の丸田荘産業廃棄物収集運搬処分委託料でございますが、こちらは燃料給油管の破損が生じたことによりまして、その際に管内の残油につきまして収集から処分までを委託を行ったものでございます。続きまして15節工事請負費でございますが、こちらは丸田荘改修工事費ということになっておりますが、こちらは貯水槽からボイラーへ地下水を送水する給水ポンプがありますけれども、その給水ポンプユニットの故障に伴いまして取替工事を行ったものでございます。20節扶助費でございますが、このうち高齢者交通費、健康づくり助成金につきましては

は、こちらも30年度から見直しを実施いたしまして、バス券、タクシー券、入浴等の健康づくり助成券の利用実績に伴う支出でございます。内訳としましてはバス券が293万8,300円、タクシー券が296万1,500円、健康づくり助成券が146万2,300円となっております。以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、188ページをお開き願います。財産に関する調書(4)出資による権利でございますが、下から4番目の長崎県すこやか長寿財団が福祉課所管で、年度中の増減はございませんでした。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書につきまして御説明させていただきます。福祉課所管につきましては、31ページと32ページとなっております。まず31ページでございますが緊急通報装置設置事業でございます。こちらは30年度に新システムを導入しまして、一人暮らし高齢者などで生活に不安を抱える方々が安心して生活ができるよう、緊急通報装置を貸与することによりまして、日常生活における相談、定期的な安否確認、及び緊急時の通報に24時間体制で対応するものでございます。事業実績としましては、対象者としましては、原則65歳以上の一人暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活において注意を要する方となっております。年度末時点の設置件数につきましては36件、このうち人感センサーを設置している件数が10件でございます。通報等の件数につきましては、緊急通報と人感センサーの作動件数は共にゼロ件となっております。連絡相談等の件数は26件ございました。

続きまして32ページをお願いします。高齢者交通費、健康づくり助成事業でございます。こちらも30年度に大幅な見直しを行いまして、70歳以上の高齢者の方々に對しまして、バス券、タクシー券、健康づくり助成券のうち、いずれか希望する券の1,500円分を交付をするものでございます。こちらの事業実績としましては、対象者7,949人に対しまして、券の交換率が76.5%、この内訳としましては、バス券が38%、タクシー券が42%、健康づくり助成券が20%ございました。また、交換された券の利用率につきましては80.7%となっております。以上が福祉課の平成30年度決算に関する内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(河野龍二委員)

それではこれから質疑を行います。歳入からページを追って進めたいと思います。まずは20、21ページですね。ここでは11款1項1目3節老人福祉費負担金の部分です。上2か所。その下に行って社会福祉使用料、12款1項2目民生使用料の社会福祉使用料、丸田荘使用料ですね。次行きますと24、25ページ、ここで13款1項1目1節障害者自立支援給付費負担金の一部、障害者自立支援給付費負担金全額。次に行きますと13款1項2目1節社会福祉費補助金、これ全額ですね。質疑はありますか。戻っても構いませんので。次のページが14款1項1目1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金の一部、障害者自立支援給付費負担金の全額ですね。次のページ14款2項2目社会福祉費補助金の戦没者慰霊碑等維持管理費補助金、福祉医療費補助

金（障害者分）、地域生活支援事業補助金。あと、老人福祉費補助金のところの在宅福祉事業費補助金。戻っても構いませんので、質疑がある方はどうぞ。次のページは14款3項2目1節原爆被爆者対策事務交付金と市町村権限移譲交付金、ありませんか。次のページでは財産収入ですね。15款1項2目利子及び配当金の地域福祉ボランティア基金運用収入、次のページでは、16款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち一部。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

27ページの13款2項2目1節社会福祉費補助金の生活困窮者就労準備支援事業等補助金200万円ですけれども、これは歳出の生活困窮者就労準備支援事業の国からの2分の1の補助金だと思うんですけれども、これは委託先は社協ですかね。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

はい、長与町の社会福祉協議会になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、委託した事業で実際に利用した方、その就労支援を実際にお願いで、活用して、実際のこの事業の利用者数とか、実際に就労につながったケース。そういったものが分かれば、教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

江口係長。

○係長（江口美和子君）

こちらの事業の内容がボランティア活動、福祉教育を含んでいますけれども、そのサポートですとか、あと見守り事業の指導役、その他、地域福祉の向上に係る活動の推進という内容になっております。今の御質問の人数というところが、すみません、ちょっとお答えできないんですが。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

この補助金の名称が、生活困窮者就労準備支援事業等補助金となっておりますので、議員がおっしゃるとおり、生活困窮者の就労準備に係る支援に関する補助金のようになるんですけど、この補助金のメニューの中で活動内容がいろんなメニューがありまして、その中で長与町としましては、社協のボランティア室が行っております地域の見守りに関する事業に関しての内容での補助をしております。そういった内容になりますので、

委員から御質問がありました生活困窮者の就労準備にかかる分については、実績としては持ってないという状況になります。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き質疑を行いますけど、質疑はありませんか。ただいま37ページのところまで進んでいたと思います。40、41ページでは19款3項1目1節貸付金元利収入の災害援護資金貸付金元利回収金ということで、これについては説明資料も出てますんで、質疑があればお願いします。ありませんか。戻っても構いませんので、42、43ページで雑入のところですけども、清涼飲料水自動販売機の一部。各種施設電話使用料の一部と後期高齢者医療制度特別対策補助金の一部。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今のとこの高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金。この内容についてもう少し詳しくお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費の返還金ですけれども、これに関しましては介護保険に係る上限と医療保険の上限がそれぞれにあるんですけれども、そのさらの上の段階で、その2つを合算したときにその額を超えると、御本人様に戻しますよというラインの数字がありまして、福祉医療を受給されている方は、戻される金額の中に福祉医療費として支払っている分も入っておりますので、その分を按分いたしまして、福祉医療の方に戻していただくという制度になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今43ページですね。

八木委員。

○1番（八木亮三議員）

27ページなんですけれども、もう1つ、地域生活支援事業補助金というのがあって、これも法律に基づいて国から2分の1と県からも4分の1出てる金額だと思うんですけど、ちょっと私が見落としてるのかもしれないんですけど、これは何か、この補助金分を一括してどこかに委託するというような事業じゃなくて、何か福祉課の方でいろんな事業に使われているんでしょうか。それでしたら、この地域生活支援事業補助金を使った事業というか、こういったものに使われてるかというのを伺えればと思うんですか。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず、この補助金につきまして説明をさせていただくんですけれども、補助の内訳が

基本的に国庫補助が2分の1以内となっております。県の方は国が補助をした額の2分の1となっておりまして、現状のところは、町がしております事業費に対して大体2分の1満額来なくて、国の方からは2分の1の75%ぐらいの額で入って来てます。その半分の額が県の方から来ている状況でございます。地域生活支援事業としましては、これもいろんなメニューがございまして、その委託先は様々でございます。例えば手話奉仕員の設置委託料であったりとか、要約筆記の派遣事業とか、そういったものもありますし、障害者の相談支援事業とか、いろんなメニューがありまして、それに対して、それを行っている団体とか、そういったところに委託補助をしております、その事業費の合わせたものという形になっておりますので、それぞれで件数というのは細かな件数はあるんですが、メニューが多いものでそういうことになります。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、戻っても全然構いませんけども、進めさせてもらいます。歳出の方にいきます。80、81ページでは3款1項1目社会福祉総務費ですね。ここが報償費まで全部福祉課で、旅費の部分が普通旅費と費用弁償の一部。需用費でも消耗品と食糧費の一部、あと委託料は福祉医療システム保守点検を除いて全部ということであります。負担金、補助及び交付金のところは長与福祉団体育成補助金の一部を除いて全部となっております。質疑はありますか。続きまして84、85では、小り災見舞金ですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

流用されてますよね、128万6,000円。ここの説明をちょっとお願いします。

この節の部分でどこが不足して、ここに加えてというのを教えていただければと。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず3款1項1目社会福祉総務費の方からですけど、これは82、83ページの方からですが、9節旅費から9万円。11節の需用費から5万円。13節委託料から66万5,000円。14節使用料及び賃借料から1万2,000円。19節負担金、補助及び交付金から8万9,000円。20節扶助費から18万5,000円。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありますか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと戻って81ページなんですけども、報酬のところでは民生委員児童委員推薦会委員以下、次の地域福祉ボランティア基金管理委員会、地域福祉、児童虐待防止専門委員と要保護。この方たちのそれで何名おられるかっていうのは分かりますか。各委員の方たち。全部別の方かどうかというのをちょっと。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

報酬のうち、上から3つが福祉課所管になりますので、そちらの方をお答えさせていただきます。民生児童委員推薦会の方は14名。そして地域福祉ボランティア基金管理委員会の方は9名。そして地域福祉計画推進会の委員が10名でございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

だぶりがなくても、もうそれはいいんですが、結構多いんでちょっとびっくりしたんですけども、この方たちは、それぞれこういう推薦委員とかやっておられるんですよね。数が1、2名ぐらいの感覚でいたんですけども、結構多いんですね。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

そうですね、委員ですね。大体10名から15名とか、そのぐらいの範囲で諮問機関といえますか、定めさせていただいているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

それではページを進めたいと思います。87ページですね。福祉課のところがあります。1番上の2目13節委託料で障害者福祉システム保守委託料、障害者相談員業務委託料。使用料賃借料では有料自動車使用料、あと負担金、補助及び交付金は全部ですね。障害者福祉タクシーから自立支援給付金まで、日常生活費から日常一時支援事業費、あと障害者医療費、難病者医療費、扶助費のところがあります。あと償還金、利子及び割引料で過年度障害者総合支援事業費国庫返還金が福祉課となっております。88、89ページは原爆被爆者対策費が福祉課となっております。次はありませんか。90、91では6目臨時福祉給付金事業ですね。償還金、利子及び割引料で福祉課となっております。戻っても構いません。98、99ページでは13款3項1目老人福祉総務費で、ここが全て福祉課となっております。次のページの扶助費まで福祉課となっております。これについては主要な施策の報告書でも説明があっている部分があります。188ページのところで説明があっておりました。長崎県すこやか長寿財団ですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

101ページの緊急通報システム業務委託料は、説明書にも内容はありますが、この24時間体制で対応するという、この業務の委託先というのはどちらなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

長崎安全センターという所になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今に関連して、報告書の中で書かれてましたけど、人感センサーとかこういうものは無料で貸し出しておるといことなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

緊急通報装置及び人感センサーにつきましては、月当たりですが、利用者負担金ということで300円を徴収させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

人感センサーというのはどういうものかというのをちょっと教えていただきたいのと、あと緊急通報、件数はゼロ件、作動件数もゼロ件ということなんですけども、この緊急通報というのは、今言われた委託先から緊急通報されるというようなシステムになっているのか。教えていただければ。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず緊急通報装置というのが固定電話の回線を利用しております、ボタンとかスピーカーが付いている機械があるんですけども、緊急ボタンと相談ボタンというのがあります。緊急ボタンを押したらセンターの方に繋がります、365日24時間体制で繋がりますけども、看護師の資格を持ったコールセンターの方がいらっしゃいまして、専門職に繋がるという形になるんですけど、その場合に、緊急を押すと、どうされましたかというようなことで対応ができると。そのときに御近所の方であったり、御家族の方、協力者の方を事前に登録をいただくんですけども、センターの方からその方に連絡がいったら、例えば救急車を呼んでいただくとか、訪問をしてもらうとかそういった形になります。それで、もう1つ相談ボタンを押したら、例えば、ちょっと最近体の調子が悪いんだけどとかいうようなことで相談したら、またその看護師の免許を持ったもので対応しますので、そこでお話をさせていただいて、例えば、病院に行ったほうがいいんじゃないとか、ちょっと夜は寒くなってるから、ぬくくして寝てくださいねというような、そういったことでのアドバイスとか、そういったのができるというような形になり

ます。また月に2回程度ですけれども、コールセンターの方からも安否確認ということで、定期的にコールが行くというようなこともあって安否確認にもなっております。人感センサーにつきましては、18時間センサーが反応しない場合、センターの方から協力員の方に連絡が行きまして、ちょっと訪問していただけないでしょうかというようなことで連絡が行くというようなシステムになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

確認ですけれども、その連絡相談というのは、御本人がするという事なんですよ。

○委員長（河野龍二委員）

山口補佐。

○課長補佐（山口聡一郎君）

先程の件でちょっと追加させていただきますけれども、緊急ボタンと相談ボタンがございますけれども、どちらを押してもコールセンターに繋がりますので、要は緊急かどうかの判断というのは看護師が行うんですよ。押して反応が無かったりとかした場合は、緊急というように判断されます。応答をして会話をした中で、緊急かどうかの確認をさせていただいてからの緊急通報もしくは相談をさせていただきます。人感センサーもちょっと補足しますと、センサーというのは毎日必ず通過をする所に設置をしておりますので、お手洗いとかですね。そういった所に設置させていただいておまして、そこを18時間通過しなかった場合に反応いたします。ボタンについては本人が押されます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

町長が特に必要と認めた方というのは、どういう方かというのを教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

山口補佐。

○課長補佐（山口聡一郎君）

例えば、障害持った方とかになりますけれども、本当はですね。今要件として65歳以上の一人暮らしであったりとか、75歳以上の夫婦だったりとかするんですけれども、それに当てはまらなかったパターンというのはどうしてもございまして、その辺は個別ケースに応じて判断させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

83ページの19節負担金、補助及び交付金のところで少し伺います。上から3つ目の長与町殉国慰霊奉賛会運営補助金ですけど、殉国奉賛会と言われてる部分と戦没慰霊会という形で言われてる部分が、県下で分かれてるんじゃないかなと思うんですけども。言葉ですが、殉国と言うのは国のためみたいな形で、多分戦没慰霊となると戦争で亡くなられた方という形で、ここの名称がどうなんですかね。全県下的に殉国奉賛会という形になってるんですかね。この間の奉賛会の募金のお願いは戦没慰霊会か何かになってたような気がしたんですけど、どうですかね。ここはどのように捉えていいのか。

○委員（金子恵委員）

山口補佐。

○課長補佐（山口聡一郎君）

戦没者の方を使うのが一般的であるというふうに考えております。1回調べたんですけども、委員がおっしゃったとおり、殉国というイメージが強いとお国のためにと言った意味合いが入りますので、どちらかと言うと戦没者っていう表現を使うところが多いです。ただ全国的に見ますと一部殉国という表現が使われてる所もございますけれども、名前の方を戦没者とかいう名称でもいいのかというふうにお話したこともあるんですが、なかなかそれを今から変更するというのは難しく、意味合いとしてはそんな大きく変わらないんですが、思いといった部分で、皆様が付けられた名前だと思っておりますので、今のところ、このままでやっていきたいというふうに考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

運営補助金が支給されてますけども、これはそもそも県下では、それこそさっき言われた知事が戦没慰霊会の会長か何かですよ。県会長なんですよ。この場合、町の場合は、どなたか別に会長がいらっしゃるというふうな形で捉えていいんですかね。

○委員（金子恵委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

長与町の奉賛会の会長は町長になります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ここでの運営補助金というのは、どこか事務局があつて支給をされるものなのか、これはどういうふうに捉えていいんでしょうかね。

○委員（金子恵委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

町の奉賛会の事務局は福祉課で所管をしております。そちらの方で補助金を受け入れをしております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、大体了解しました。あと、度々本会議の中でも出るんで、ここで確認させていただきたいんですけども、社会福祉協議会の運営補助金ですけど、説明がありました職員12名と福祉バスということで、職員12名の方は、これは社会福祉協議会からの要求額に対しての支給というふうに考えていいものなのか。あと、福祉バスは運営補助金となるのか、それとも使用料というふうな形になるのかですね。本来の運営補助金の中に含まれるものと判断できるのか。そこら辺も改めてお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず社協の人件費に係る分でございますが、当初予算を立てる際に、社会福祉協議会の方から予算の要求というようなことで内訳書があって、協議をさせていただいております。基本的には本俸であったりとか、そういった部分になってくるんですが、時間外とかそういった手当分については見ておりませんので、いわゆる必要経費といいますか人件費に係る最小限の分ということで補助しております。そして、福祉バスの方ですけども、こちらは役場関係で利用した分についてなんですが、運転手の方の日当、それと距離に単価を掛けましての、その分の負担金、ということになっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

実際の使用料ではない。通常、自治会が使ったりする料金とはちょっと別というふう
に捉えていいんですかね。

○委員（金子恵委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

ほかの団体が借用したときの計算方法を把握してないので比較はできないです。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。福祉課所管の決算の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会再開いたします。本日の総務文教委員会の審査を終了します。

明日はまた9時半から委員会が再開されます。本日はお疲れさまでした。

(散会 16時51分)